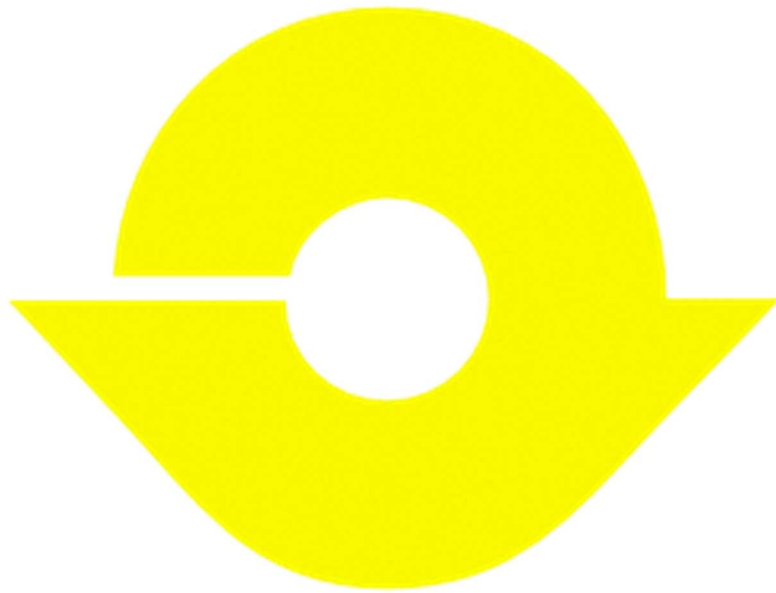


湯前町人権教育・啓発基本計画



令和7年（2025年）3月

湯 前 町

はじめに

人権とは、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。人権の侵害は、相手が誰であっても決して許されることではありません。そのため、一人ひとりが人としての尊厳と価値について正しく理解し、人権とは何かを具体的に考えていく必要があります。

一方で、近年の人権を取り巻く環境は、社会状況の変化に伴い、多様化・複雑化しています。部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権問題に加え、近年では、インターネット上での人権侵害や性的少数者（LGBTQ+）に対する差別や偏見など新たな人権問題も発生しています。また、令和2年（2020年）には新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、感染者やその家族、医療従事者などへの差別や誹謗中傷が広く問題となりました。

こうした状況から、町として様々な人権課題について、あらゆる教育、研修等の場を通じて、人権意識を日常生活に定着させ、子どもから大人まですべての町民が一人ひとりの人権を尊重し、共に認め合いお互いに思いやる町の実現を目指し「湯前町人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。従来の取り組みに加え、今後は本計画に基づき人権教育と人権啓発の推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「湯前町人権教育推進協議会」の委員の皆様、人権に関する町民意識調査にご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、町民の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年（2025年）3月

湯前町長 長谷和人

【 目 次 】

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
第2章 人権に関する町民意識調査	6
1 調査方法	6
2 調査結果	6
3 調査のまとめ	27
第3章 人権教育・啓発の推進	31
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	31
第4章 人権の重要課題についての取り組みの方向	35
1 女性の人権	35
2 子どもの人権	36
3 高齢者の人権	37
4 障がいのある人の人権	38
5 部落差別（同和問題）	40
6 外国人の人権	41
7 水俣病をめぐる人権	42
8 ハンセン病回復者等の人権	43
9 感染症・難病患者等をめぐる人権	43
10 犯罪被害者等の人権	45
11 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	45
12 災害等に関する人権	46
13 インターネットに関する人権侵害	47
14 様々な人権課題	47
第5章 計画の推進	
1 推進体制	51
2 関係機関との連携・協力	51
3 計画に基づく施策の点検と見直し	51
用語の解説（※1, 2, …）	52

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらにもっているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

湯前町では、令和3年(2021年)3月に「安全で安心して生活を送ることができる、暮らしやすいまちづくり・美しい自然環境、豊かな歴史などの地域資源を生かしたまちづくり・未来につながる人や資源を最大限に活用する持続可能なまちづくり」の3つを理念として「第6次湯前町総合計画」を策定しました。3つの理念の根底を貫いているのは、人権尊重の精神です。各論では、「学校教育においてはすべての教育活動を通して、人権意識の向上と日常化を図り、豊かな感性や人権感覚の育成に努める。」「社会教育においては、女性や高齢者、障がいのある人の人権など、人権に関する重要な課題について、研修会などを通して基本的人権を正しく理解することに努め、さらには、それぞれの人権問題を自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくよう啓発していく。」としています。

湯前町人権教育・啓発基本計画は、町の方向性に加え、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日法律第147号)に基づき策定するものです。法第3条の基本理念には、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」と示されています。また、第5条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、湯前町に暮らすすべての町民が、さまざまな人権について知り、考え、そして行動し、町民一人ひとりが高い人権意識を持ち、個人の人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を推進することを計画策定の趣旨とします。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

20世紀、世界は2度の世界大戦後、昭和20年(1945年)、世界の平和と人権尊重のために国際連合が設立されました。そして、昭和23年(1948年)国連総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」の理念を実効あるものとするため、昭和41年(1966年)には、「国際人権規約」が採択され発効されました。さらに、「女性差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」など多くの人権条約が採択され人権が尊重される社

会の実現に取り組んできました。

このような状況を経て、平成6年(1994年)の国連総会では、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されるとともに、人権教育の普及など具体的に取り組む「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

これらの取り組みをさらに進めるために平成16年(2004年)の国連総会において、「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されました。「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、その後段階ごとに重点目標を定めた行動計画が示され、世界的な枠組みの中で人権教育の取り組みが推進されてきました。これにより、人権教育推進の方向がつけられ、各国において行動計画の策定やさまざまな取り組みが推進されてきました。しかし、現在においても世界の各地で、人種や民族、宗教の違い、政治的対立等によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権侵害や命の危機にさらされる事態などが発生しています。

また、平成18年(2006年)に、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択されたほか、平成23年(2011年)の国連総会において「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されるなど、21世紀を「人権の世紀」とするための取り組みが継続的に進められています。

一方、平成27年(2015年)に国連総会でSDGs(持続可能な開発目標)※1が採択され、17の目標と169のターゲットから成る令和12年(2030年)までに国際社会が解決すべき課題が示されています。前文には「地球上の誰一人として取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、国際社会における普遍的価値としての人権尊重の理念が基盤にあることを示しています。

(2) 国・県の動向

わが国においては、「基本的人権の尊重」をうたった日本国憲法のもと「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が施行され、各種施策が実施されてきました。人権教育・啓発推進に関する動きとしては、平成7年(1995年)に、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年(1997年)には「国内行動計画」を策定し、この行動計画の推進においてあらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取り組みが示されました。

人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、平成12年(2000年)に「人権教育・啓発推進法」が施行されました。この法律では、人権教育・啓発についての国及び地方公共団

体並びに国民の責務、人権教育・人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが明記されています。これにより、平成14年(2002年)に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。その後、平成24年(2012年)には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)、平成28年(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)、**「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」**(以下**「ヘイトスピーチ解消法」**※2という。)などの法整備がなされました。

一方、わが国固有の人権問題である部落差別(同和問題)については、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行されました。以来、同法に基づく特別対策は、平成14年(2002年)までの33年間にわたって同和地区に対する差別と偏見を排除し、生活環境の向上に向けた施策が実施されてきました。

さらに、平成28年(2016年)には「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)が成立し、「国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。」こと、「地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」こととされました。

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、世界共通の目標としてSDGsが掲げられたことを受け、平成28年(2016年)には総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、政府、経済界、市民組織、大学、国際機関、各種団体などの関係者で構成される「SDGs推進円卓会議」における議論を経て、「SDGs実施指針」が決定されました。さらに、平成30年(2018年)に「拡大版SDGsアクションプラン2018」を、令和元(2019年)には「拡大版SDGsアクションプラン2019」がそれぞれ決定されました。その中では、令和12年(2030年)の到達目標達成に向けて、「次世代・女性のエンパワーメント※3」や「女性や子どもに対する暴力の根絶」など、人権課題への取り組みが行われています。

熊本県では「人権教育・啓発推進法」が施行されたことに伴い、平成16年(2004年)に「熊本県人権教育・啓発推進基本計画」が策定されました。その後、令和2年(2020年)には第4次改訂が行われ、県民の人権意識の高揚に向け、人権教育・啓発にかかる施策の充実を図ってきました。

また県においては令和2年度(2020年度)に「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査

の規制に関する条例」を全部改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

(3) 湯前町の取り組み

本町では、様々な人権課題を解決するため、法律や国や県の施策に基づく取り組みのほか、独自に条例を制定し、取り組みを進めてきました。

平成8年(1996年)に「湯前町人権擁護に関する条例」を制定し、日本国憲法の理念にのっとり、すべての町民の人権を保障し、町及び町民それぞれの責務等を定めることにより町民の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される平和で明るい湯前町の実現を目指してきました。

令和3年(2021年)3月には町の最上位計画である「第6次湯前町総合計画」を策定し、一人ひとりが夢と誇りを持って活力ある未来を創造しながら、人と自然と歴史が調和したまちづくりの実現を目指した取り組みを進めています。この総合計画のもと、人権教育については「学校教育においてはすべての教育活動を通して、人権意識の向上と日常化を図り、豊かな感性や人権感覚の育成に努める。」「社会教育においては、女性や高齢者、障がいのある人の人権など、人権に関する重要な課題について、研修会などを通して基本的人権を正しく理解することに努め、さらには、それぞれの人権問題を自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくよう啓発していく。」こととしています。

また、令和4年(2022年)9月には、部落差別解消推進法や障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法などの法整備を踏まえ、「湯前町人権擁護に関する条例」の一部改正を行いました。

近年は、大規模な自然災害や感染症等に関連し、新たな人権問題も顕在化しています。このため、時代に応じた柔軟な取り組みの姿勢が必要であることを認識し、これまでの活動を継続しながら、あらゆる分野で人権教育・啓発を推進していくため、この度「湯前町人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は「人権教育・啓発推進法」に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、熊本県の「熊本県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を本町の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

4 計画の期間

計画期間は令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)の10年間とし、中間年に計画の見直しを行います。また、社会情勢の変化などにより計画の修正が必要となった場合は、その都度見直しを行うこととします。

第2章 人権に関する町民意識調査

1 調査方法

本計画の策定にあたり、町民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権施策を推進していくうえでの基礎資料として、「人権に関する町民意識調査」（以後、「町民意識調査」とします）を実施しました。以下に調査方法を示します。

(1) 調査の目的

人権教育・啓発基本計画の策定及び人権に関する施策をより効果的に推進していくため、本町住民の女性、子ども、高齢者、障がいのある人など分野別の人権問題に照らした意識調査を行い、その結果から課題を抽出することを目的とします。

(2) 配布対象

18歳から80歳代までの町民の方 500人を対象とし、住民基本台帳から年代別人数に応じた層化抽出法を参考に無作為抽出しました。

(3) 調査期間

令和5年(2023年)12月20日～令和6年(2024年)1月10日

(4) 配布・回答・回収方法

- 配布：依頼文と調査用紙を対象者に郵送
- 回答：調査用紙に記入して回答、もしくは依頼文に示したURLより表示されるWEBアンケートに回答
- 回収：調査用紙を湯前町に返送もしくはWEBアンケートの結果を送信

2 調査結果

(1) 回収結果

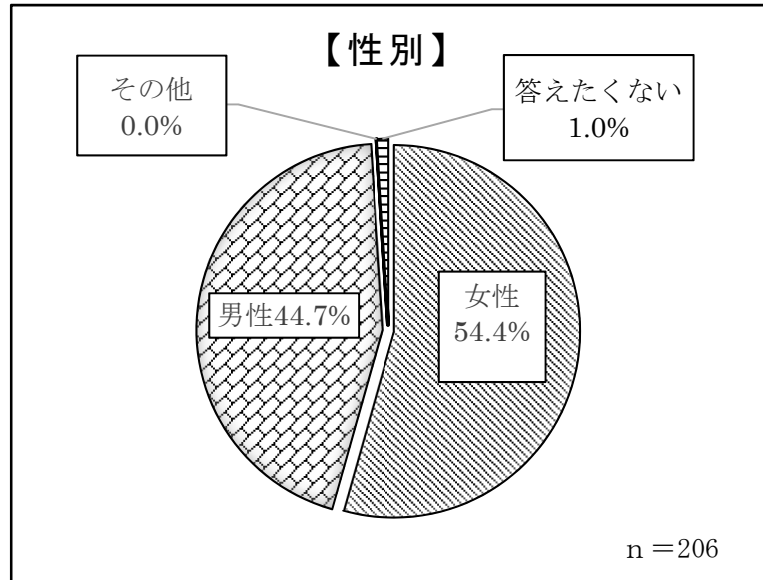
- 依頼総数 500人
- 有効回収総数 206人（郵送175人、WEB31人）
- 有効回収率 41.2%

(2) 回答者の属性

ア 性別

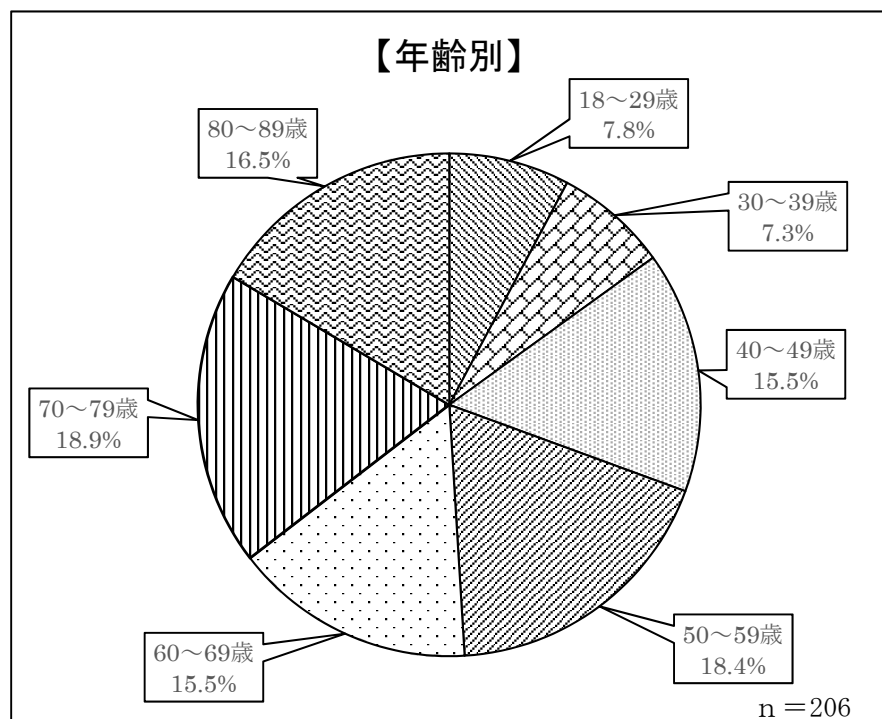
女性の回答は112人(54.4%)、男性の回答は92人(44.7%)、答えたくないが2人(1.0%)となっています。

n = 206



イ 年齢

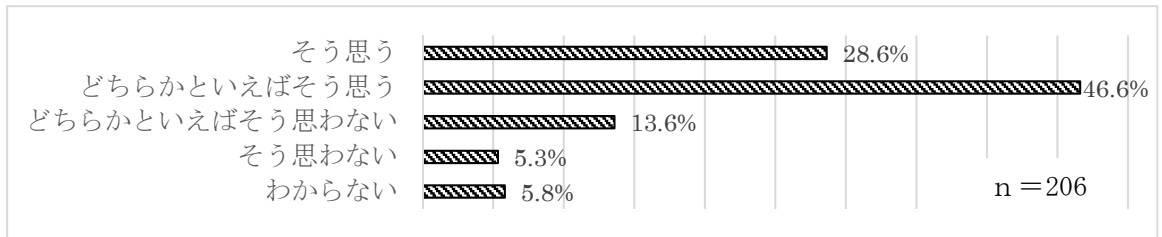
18～29歳が16人(7.8%)、30～39歳が15人(7.3%)、40～49歳が32人(15.5%)、50～59歳が38人(18.4%)、60～69歳が32人(15.5%)、70～79歳が39人(18.9%)、80～89歳が34人(16.5%)となっています。 n = 206



(3) 人権全般について

ア 基本的人権について

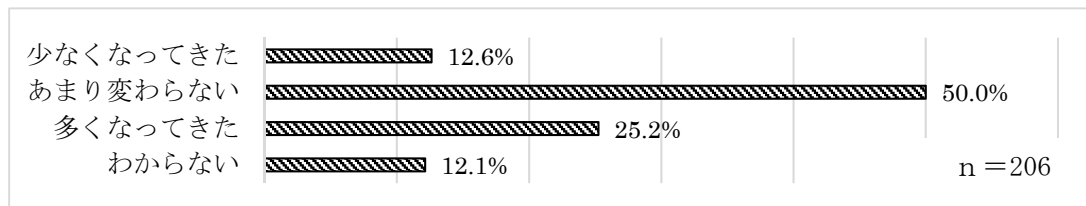
今の日本は、基本的人権が大切にされている社会であると思いますか。



- 肯定的回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の合計が 75.2% と、否定的回答の合計を大きく上回っている一方で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」とした人は合わせて約 20% であり、基本的人権が大切にされていないと感じている人の存在を認識しておく必要があります。

イ 人権侵害の推移

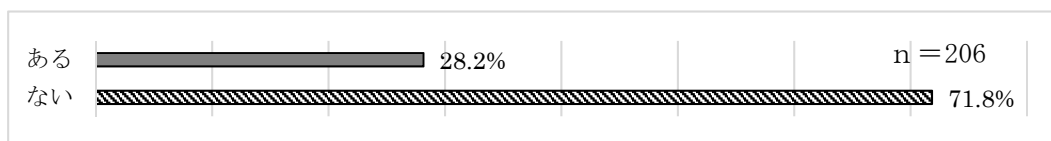
この 5～6 年の間に、人権が侵害されるようなことは、どうなってきたと思いますか。



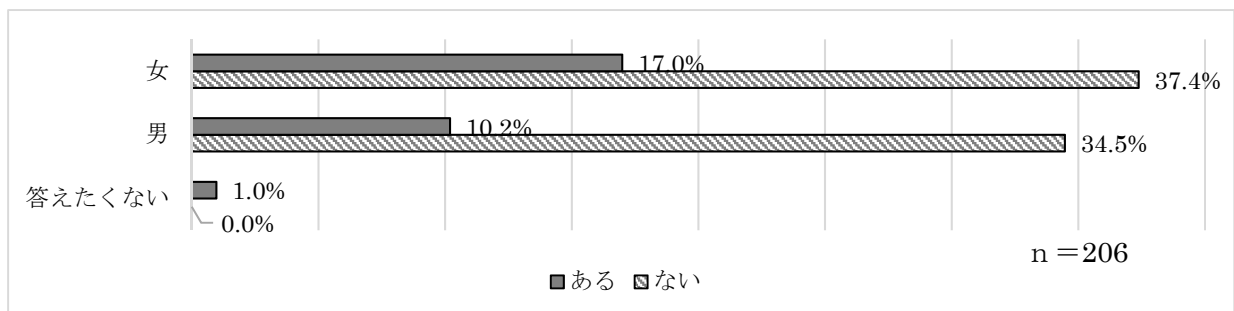
- 「あまり変わらない」が 50.0% と最も高く、次いで、「多くなってきた」が 25.2% となっています。「少なくなってきた」は 12.6% であり、人権侵害は改善の傾向にはないと考えている人が多いと思われます。

ウ 人権侵害の経験

今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



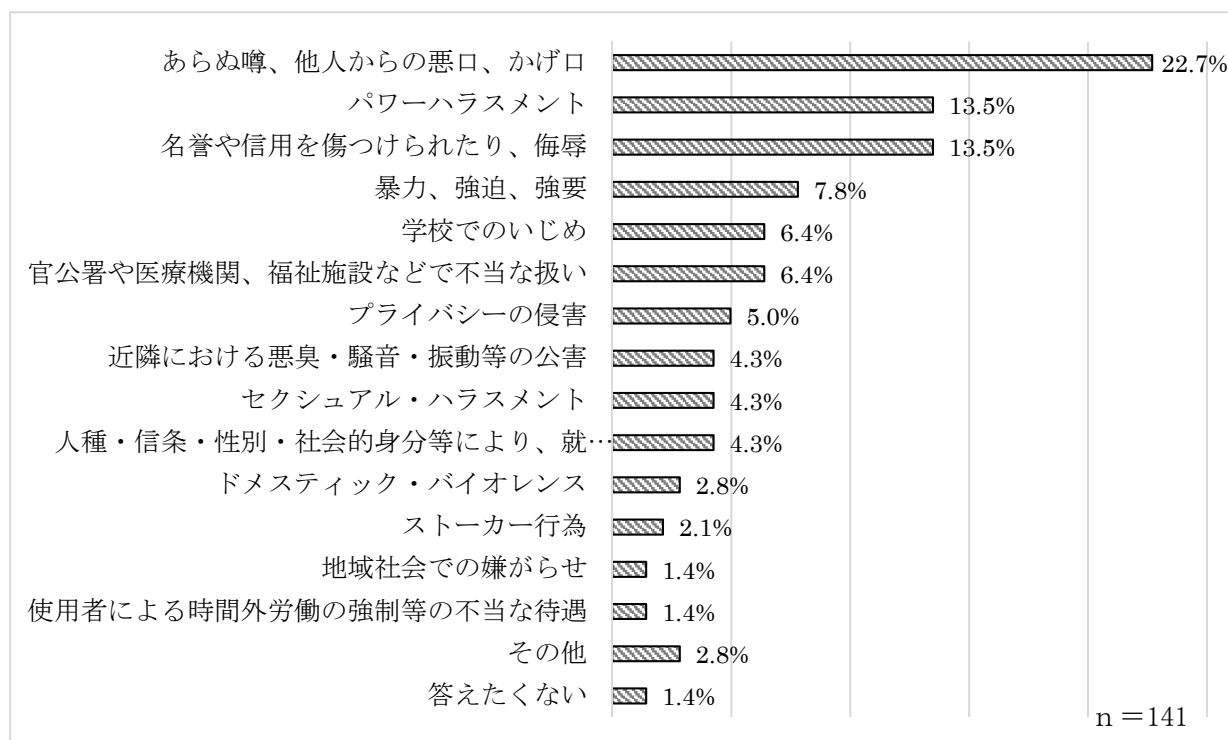
◇ 性別（「ある」と答えた人の性別の割合）



- 「ない」と答えた人が71.8%、一方、「ある」と答えた人は28.2%となっています。また、「ある」と答えた人の割合を性別で見ると、女性（17.0%）が男性（10.2%）より6.8ポイントも高くなっています。

エ 人権侵害の内容

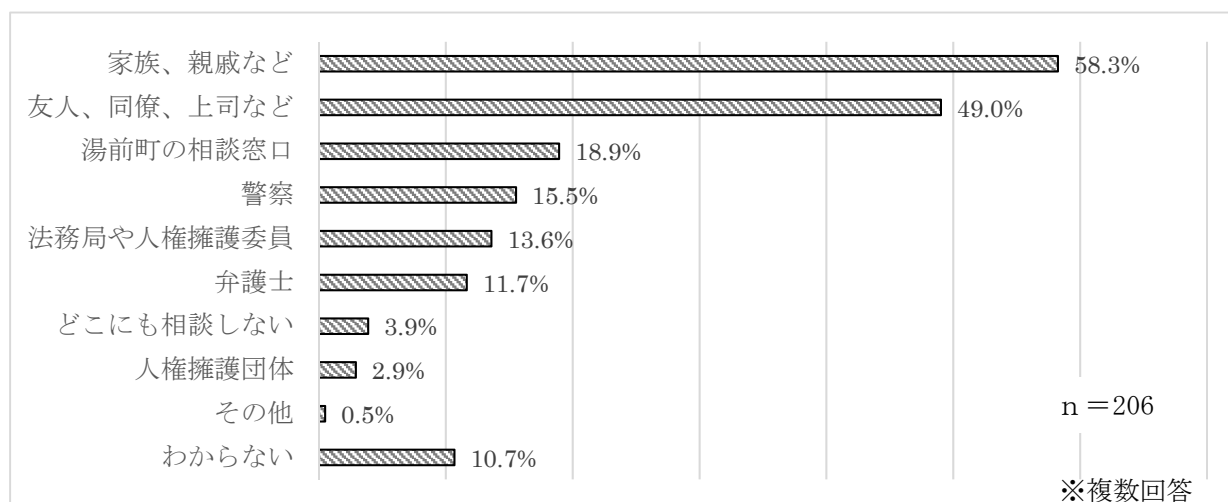
人権侵害は、どのような場合でしたか。



- 「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が最も多いが、それ以外の場面でも人権侵害を感じたと回答されており、様々な視点から人権侵害をなくすための検討が必要だと考えられます。

オ 人権侵害への対応

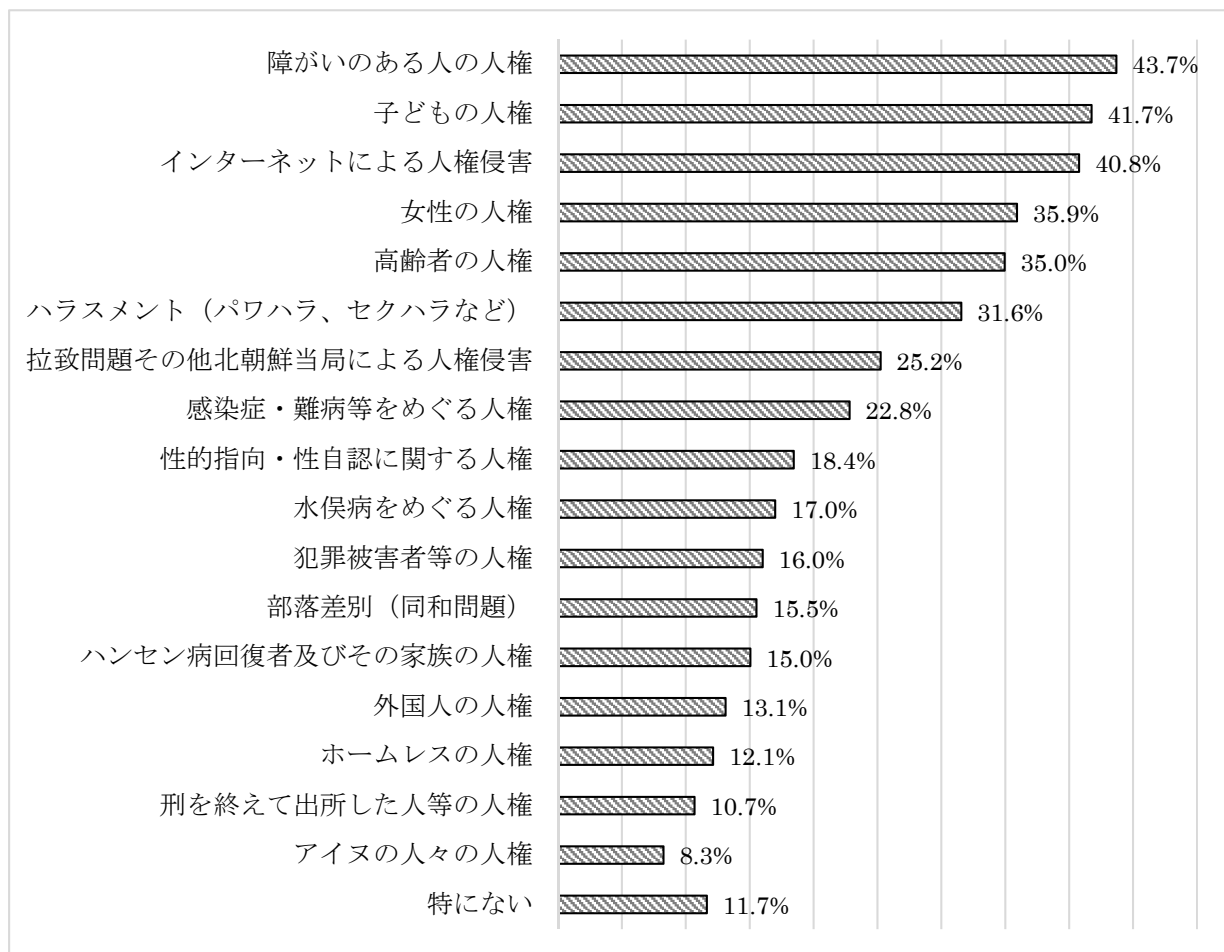
自分や周りの人の人権が侵害されたと思ったとき、どちらに相談しますか。



- 「家族や親戚など」が最も高く 58.3%を占めています。次いで「友人、同僚、上司など」が 49.0%となっています。
- 調査機関等については、上記に次いで「町の相談窓口」(18.9%)「警察」(15.5%)「法務局や人権擁護委員」(13.6%)となっていますが、割合としては「家族や親戚など」「友人、同僚、上司など」の半分以下です。「どこにも相談しない」「わからない」と回答された方もおられることから、公的機関へも気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

カ 人権課題に対する関心

人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。

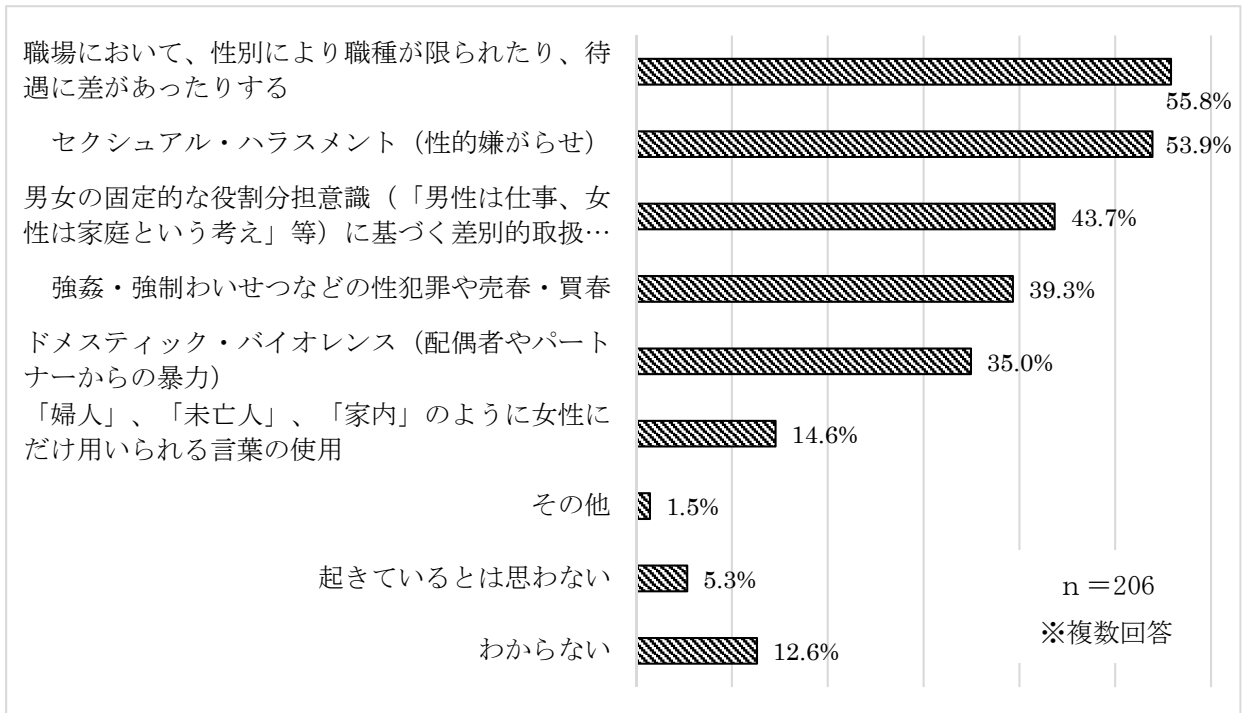


- 関心がある人権課題については、「障がいのある人の人権」と答えた人の割合が 43.7%と最も高く、次いで、「子どもの人権」(41.7%)、「インターネットによる人権侵害」(40.8%)の順となっています。身近に感じることでできる人の人権や報道等で触れることの多い人権課題に関心が高いと思われます。一方で関心のある人権課題が「特にない」と回答した人も一定数存在し、人権課題全般に関心をもってもらえるよう人権教育・啓発活動を推進していく必要があると考えられます。

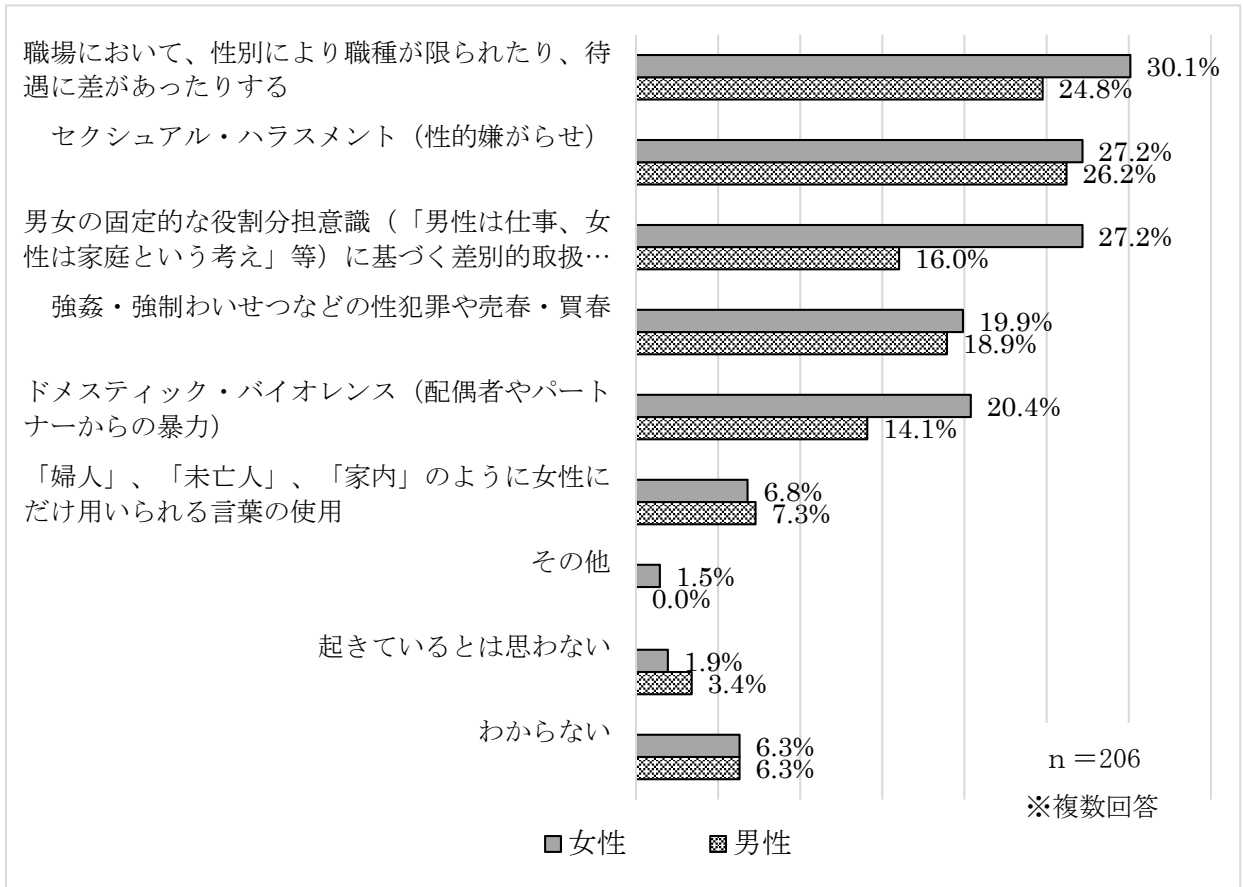
(4) 女性の人権

ア 女性に関する人権上の問題点

女性に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



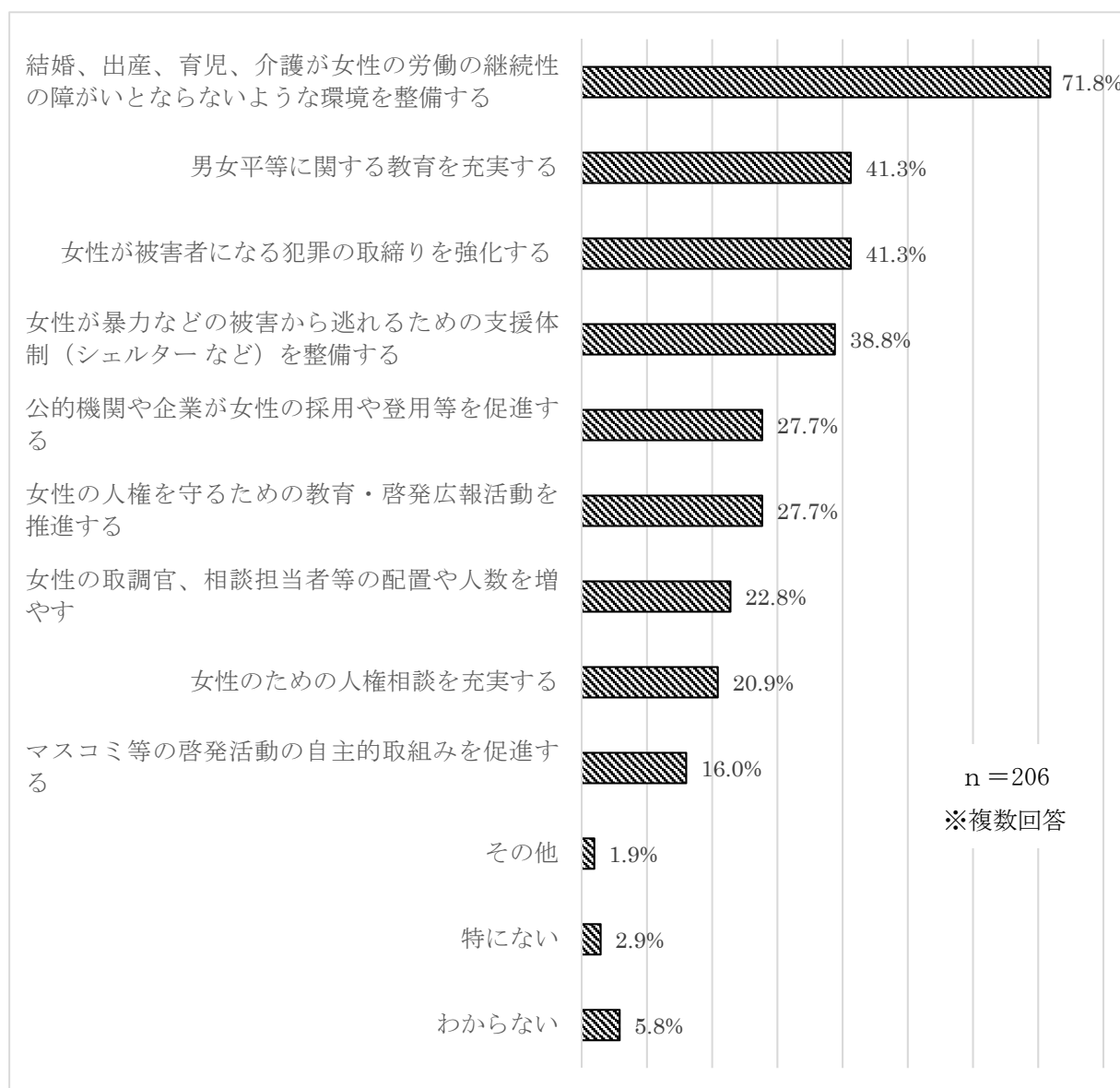
◇ 性別



- 「職場において、性別により職種が限られたり、待遇に差があったりする」と答えた人の割合が最も高く、次いで「セクシュアル・ハラスメント」「男女の固定的な役割分担意識※4に基づく差別的取扱いを受けること」の順となっています。
- 性別で比較してみると、「男女の固定的な役割分担意識等に基づく差別的取扱いを受けること」において、女性（27.2%）、男性（16.0%）と11.2ポイントで最も大きな開きがあり、次いで、「ドメスティック・バイオレンス」「職場において、性別により職種が限られたり、待遇に差があったりする」となっています。

イ 女性の人権擁護のために必要なこと

女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

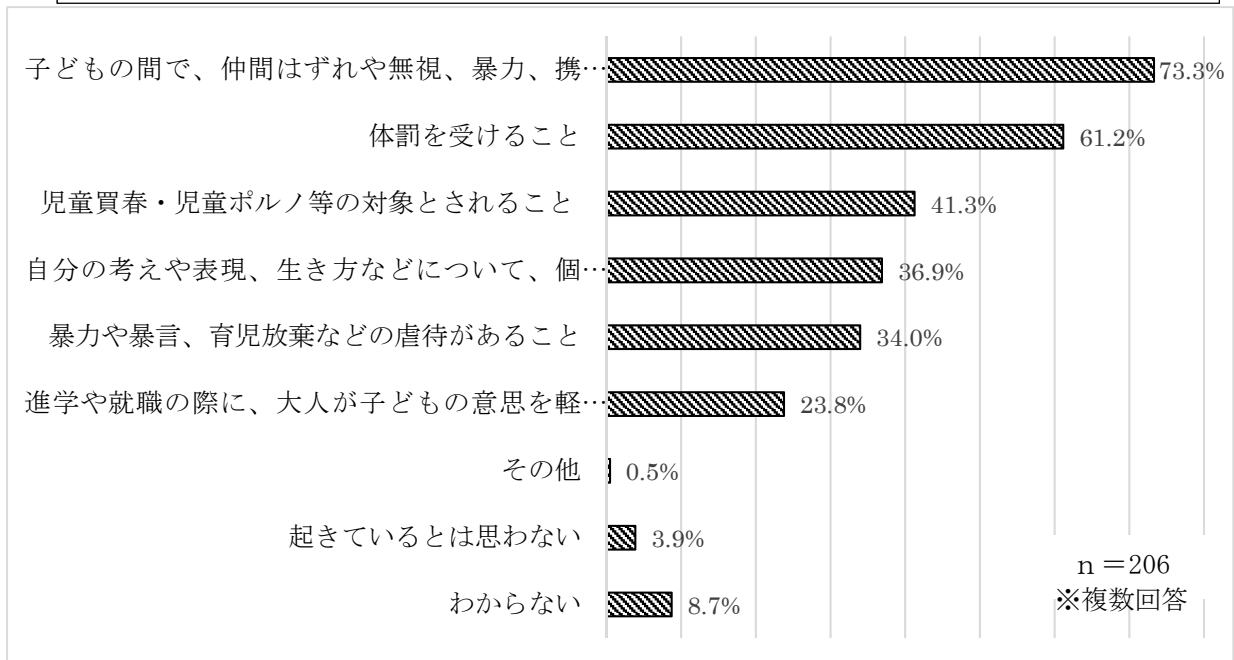


- 「結婚、出産、育児、介護が女性の労働の継続性の障がいとならないような環境を整備する」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「男女平等に関する教育を充実する」と「女性が被害者になる犯罪の取締りを強化する」が同ポイントとなっています。

(5) 子どもの人権

ア 子どもに関する人権上の問題点

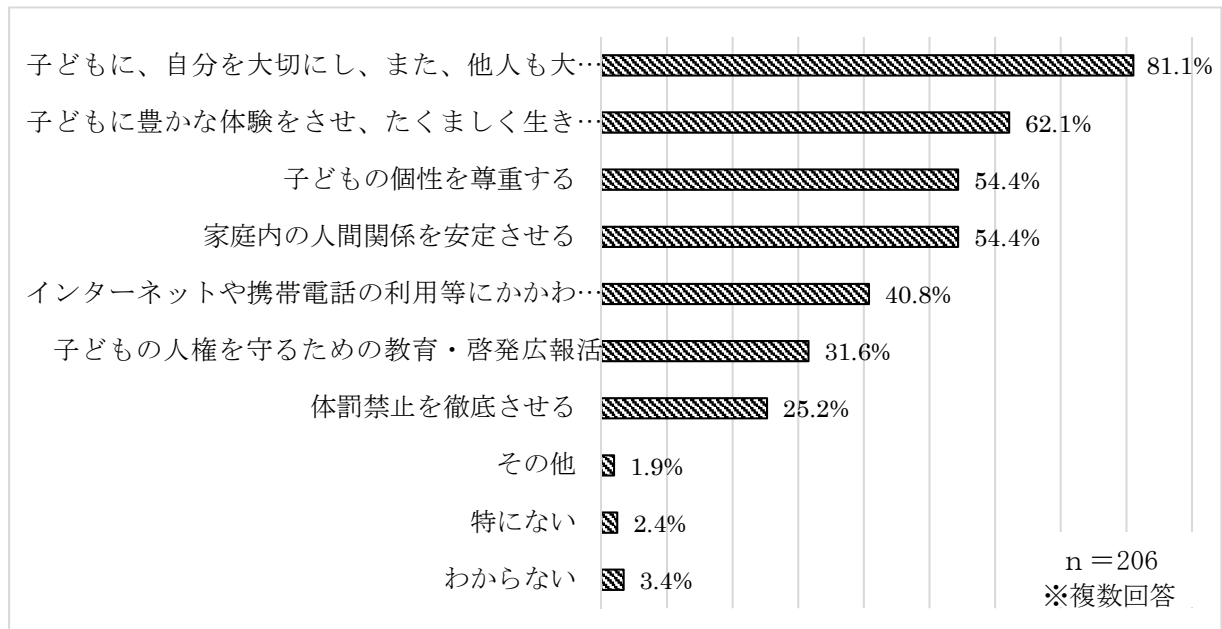
子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



○ 「子どもの間で、仲間はずれや無視、暴力、携帯電話などを使ったいじめがあること」と答えた人の割合が最も高く、次に「体罰を受けること」が続いています。

イ 子どもの人権擁護のために必要なこと

子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

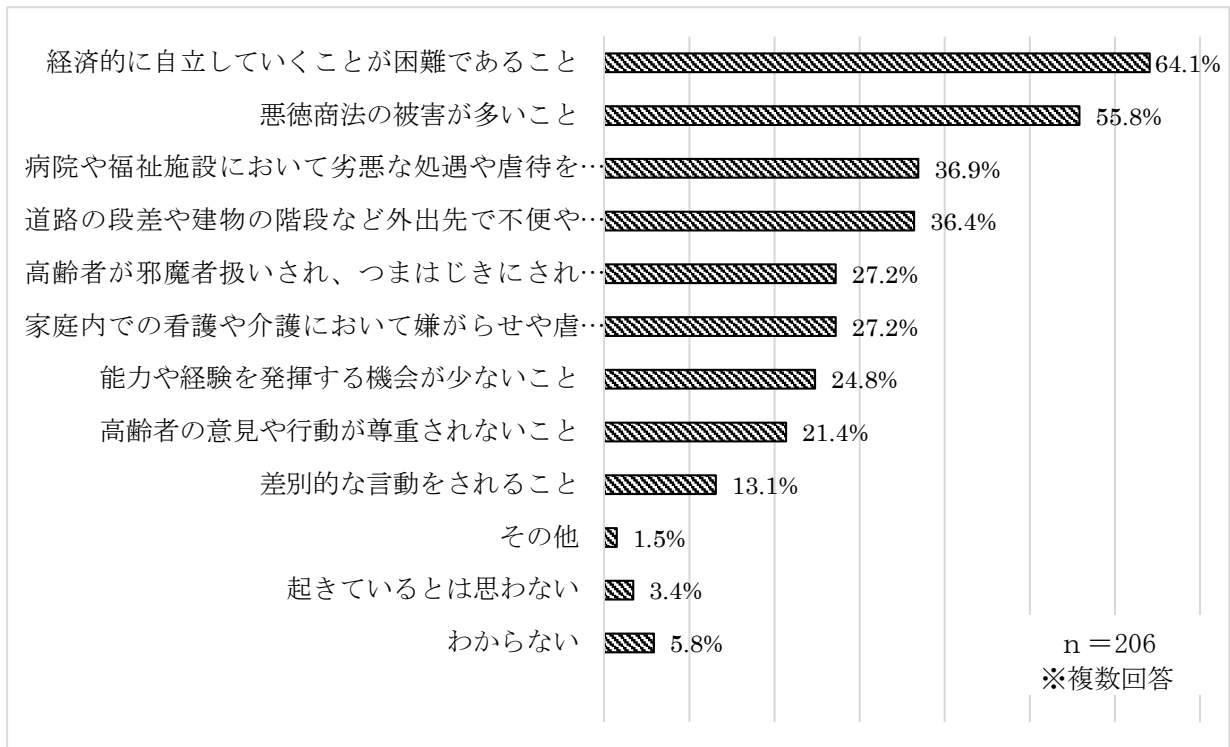


○ 「子どもに、自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「子どもに豊かな体験をさせ、たくましく生きるための力を身に付けさせる」「子どもの個性を尊重する」「家庭内の人間関係を安定させる」の順となっています。

(6) 高齢者の人権

ア 高齢者に関する人権上の問題点

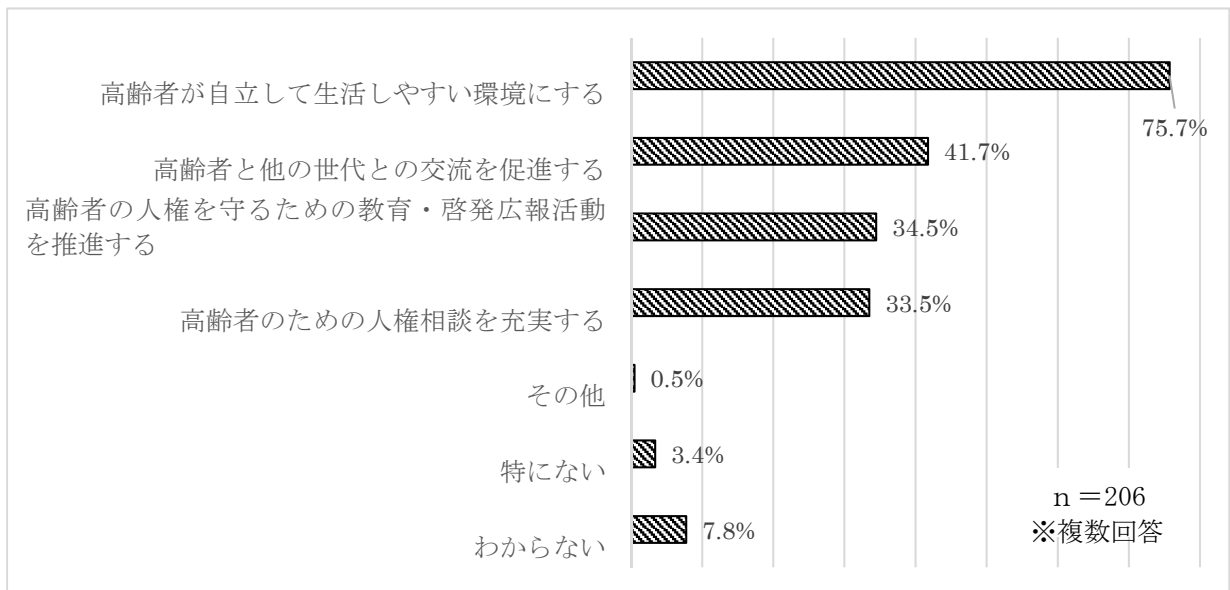
高齢者に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。



○ 「経済的に自立していくことが困難であること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「悪徳商法の被害が多いこと」、となっています。

イ 高齢者の人権擁護のために必要なこと

高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

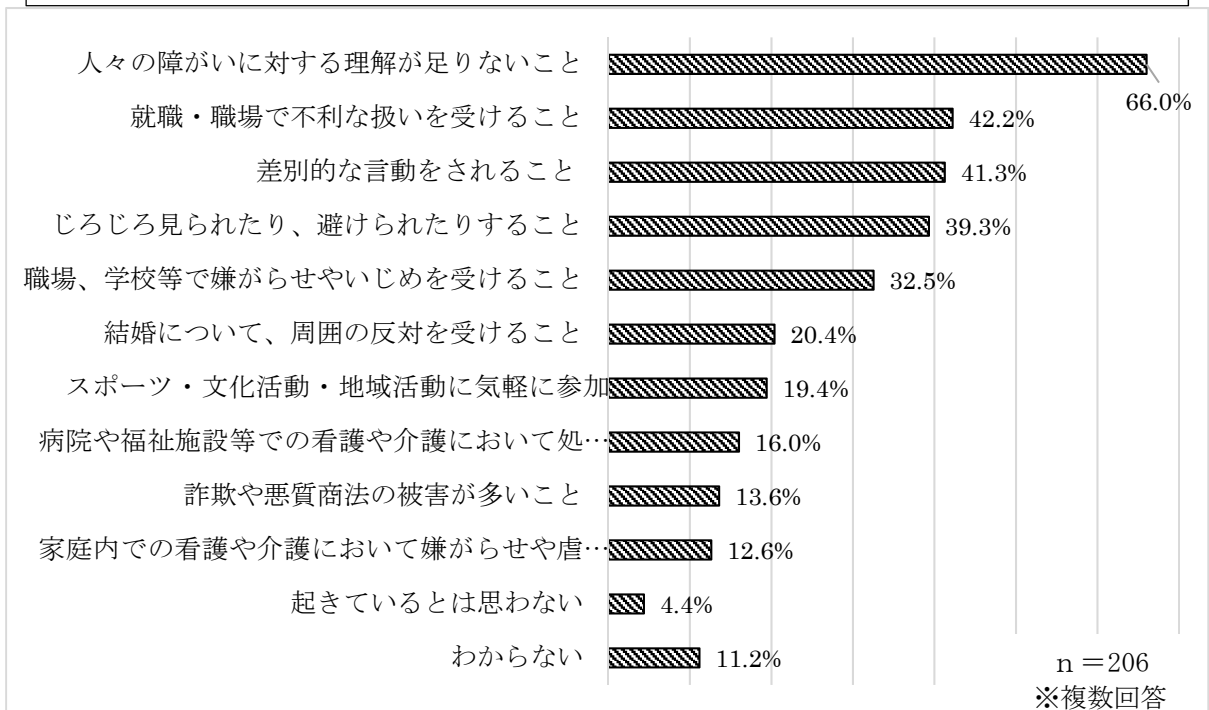


○ 「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「高齢者和其他の世代との交流を促進する」「高齢者の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する」「高齢者のための人権相談を充実する」となっています。

(7) 障がいのある人の人権

ア 障がいのある人に関する人権上の問題点

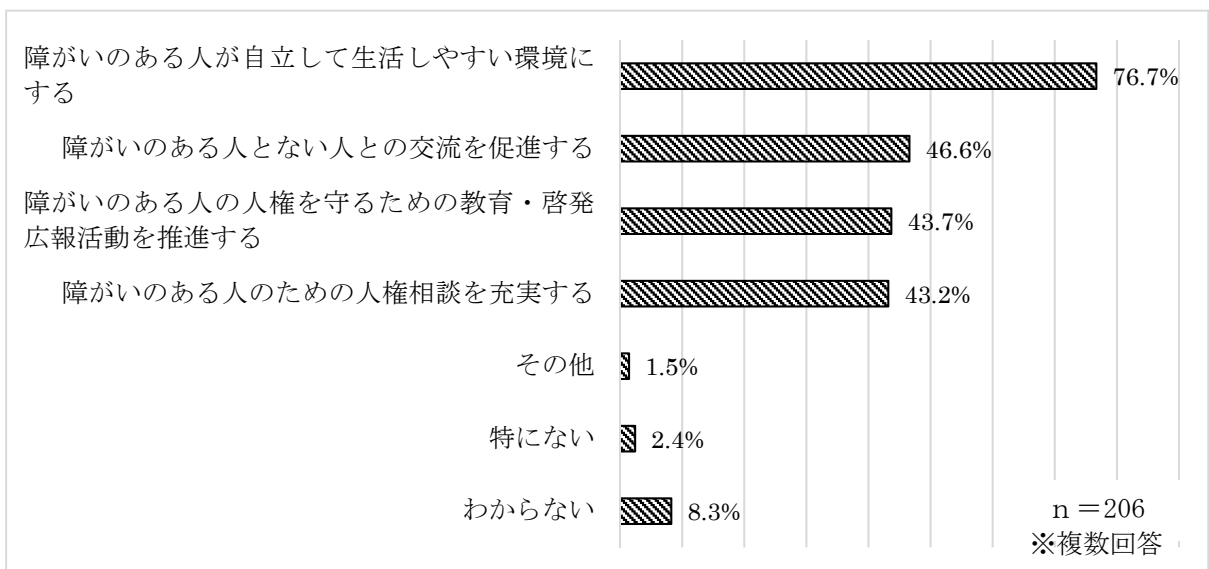
障がいのある人に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。



○ 「人々の障がいに対する理解が足りないこと」と答えた人の割合が最も高く、「就職・職場で不利な扱いを受けること」「差別的な言動をされること」が続いています。

イ 障がいのある人の人権擁護のために必要なこと

障がいのある人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

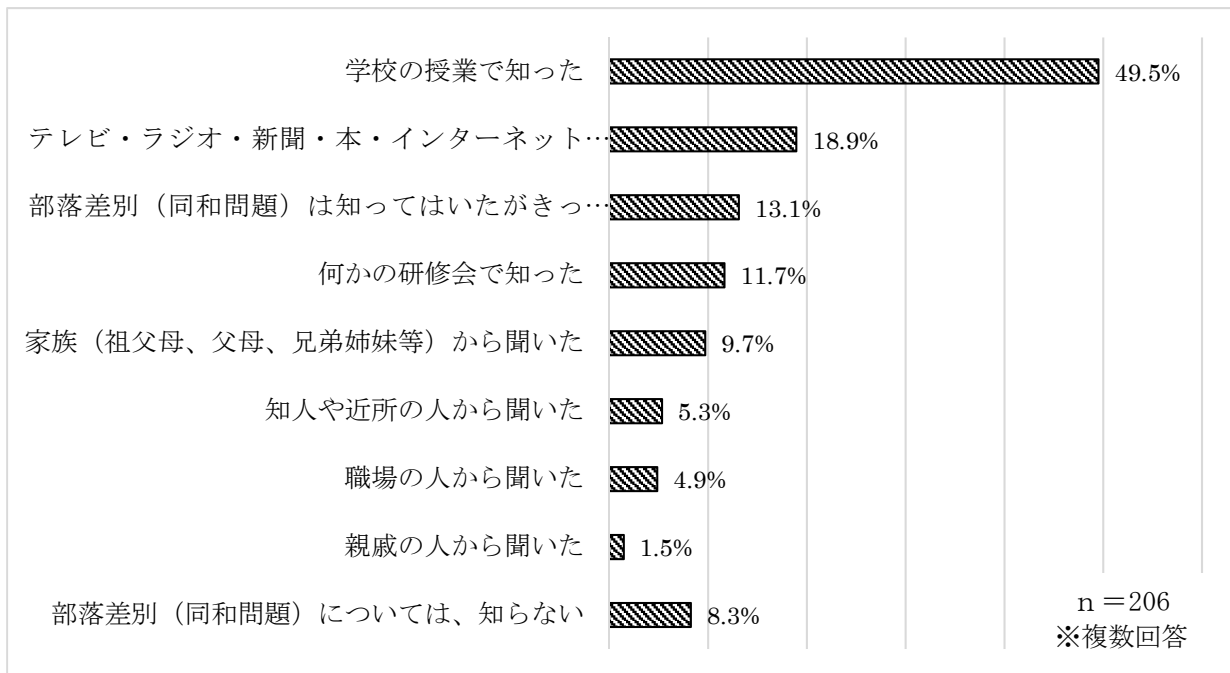


○ 「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「障がいのある人とない人の交流を促進する」「障がいのある人の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する」「障がいのある人のための人権相談を充実する」の順となっています。

(8) 部落差別（同和問題）

ア 部落差別（同和問題）を知ったきっかけ

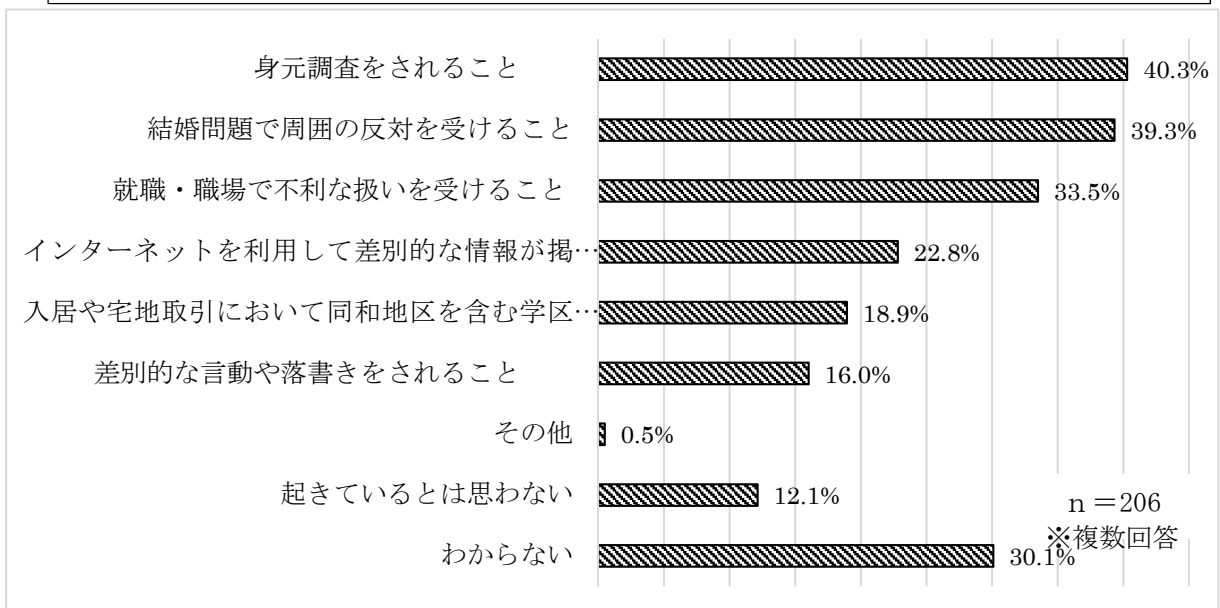
部落差別（同和問題）について、知ったきっかけはどのようにしてですか。



○ 部落差別（同和問題）について知ったきっかけは、「学校の授業で知った」と答えた人の割合が最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・本・インターネットで知った」「知ってはいたがきっかけは覚えていない」の順となっています。

イ 部落差別（同和問題）に対する人権上の問題点

部落差別（同和問題）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

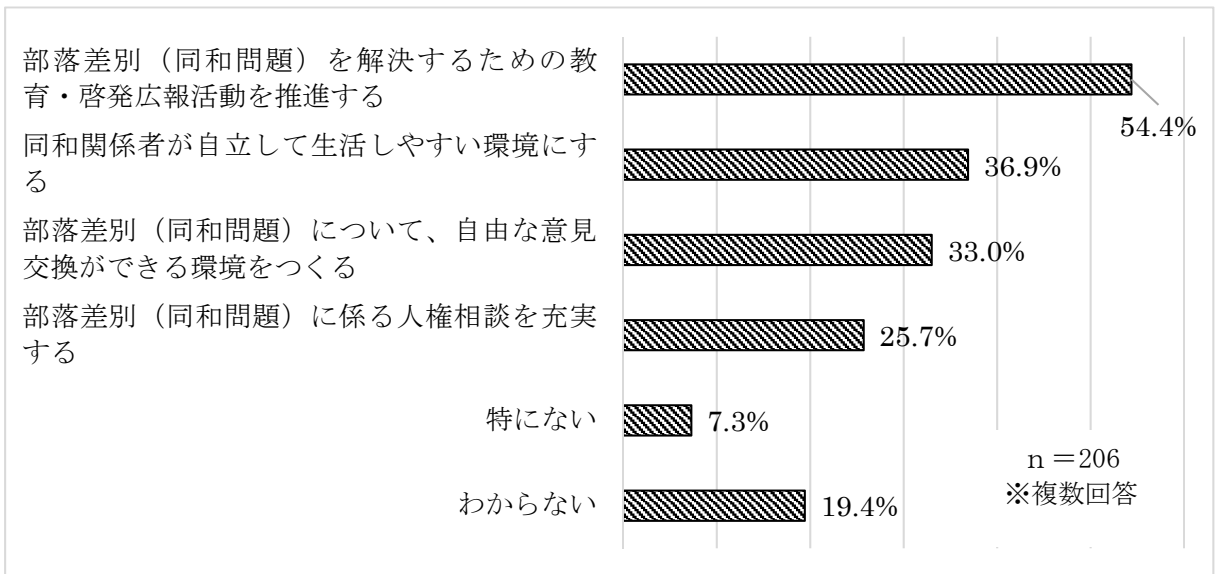


○ 「身元調査をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「結婚問題で周囲の反対を受けること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」の順となっています。

○ 「起きているとは思わない」「わからない」が合わせて約4割強となっています。

ウ 部落差別（同和問題）の解決に必要なこと

部落差別（同和問題）の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。

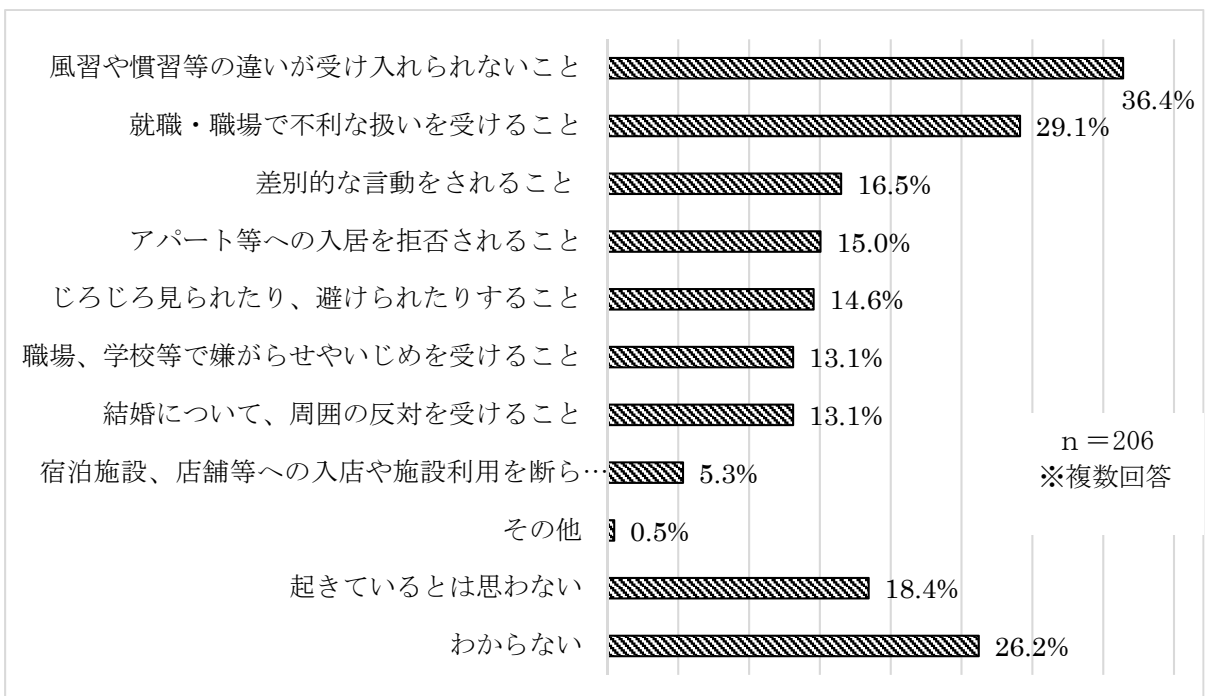


- 「部落差別（同和問題）を解決するための教育・啓発広報活動を推進する」と答えた人の割合が最も高くなっています。

(9) 外国人の人権

ア 外国人に関する人権上の問題点

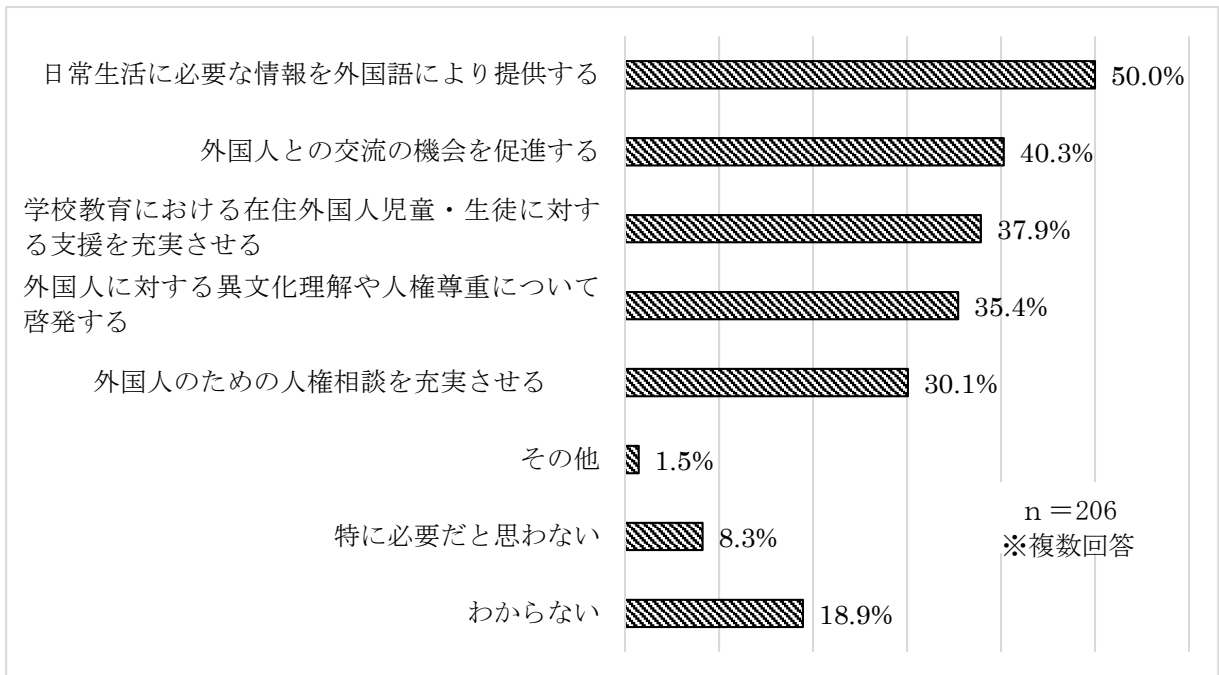
日本に住んでいる外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



- 「風習や慣習等の違いが受け入れられないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」「差別的な言動をされること」の順となっています。

イ 外国人の人権擁護のために必要なこと

日本に住んでいる外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

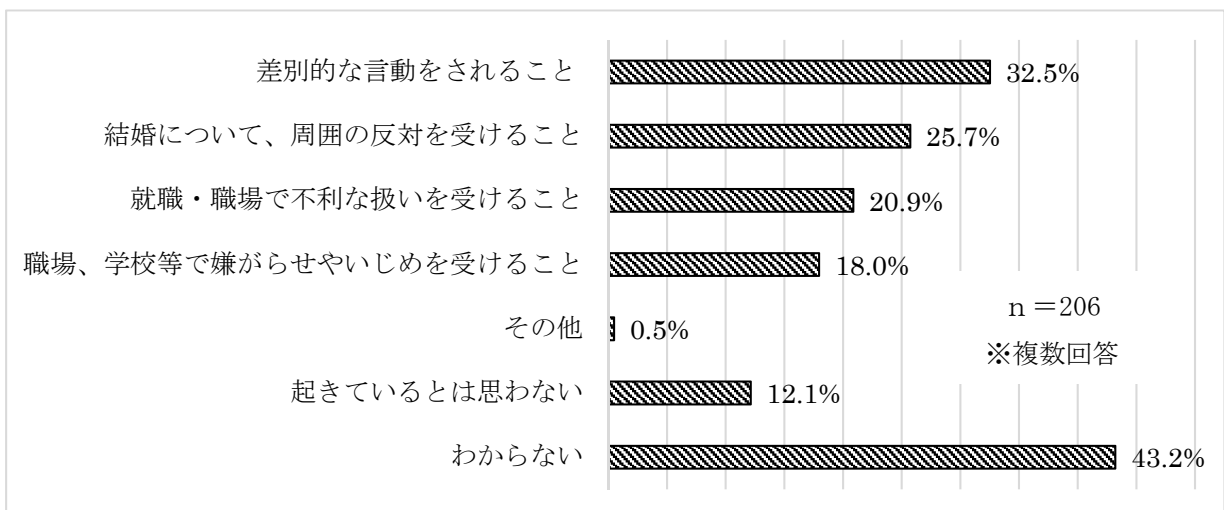


- 「日常生活に必要な情報を外国語により提供する」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「外国人との交流の機会を促進する」「学校教育における在住外国人児童・生徒に対する支援を充実させる」の順となっています。

(10) 水俣病をめぐる人権

ア 水俣病をめぐる人権上の問題点

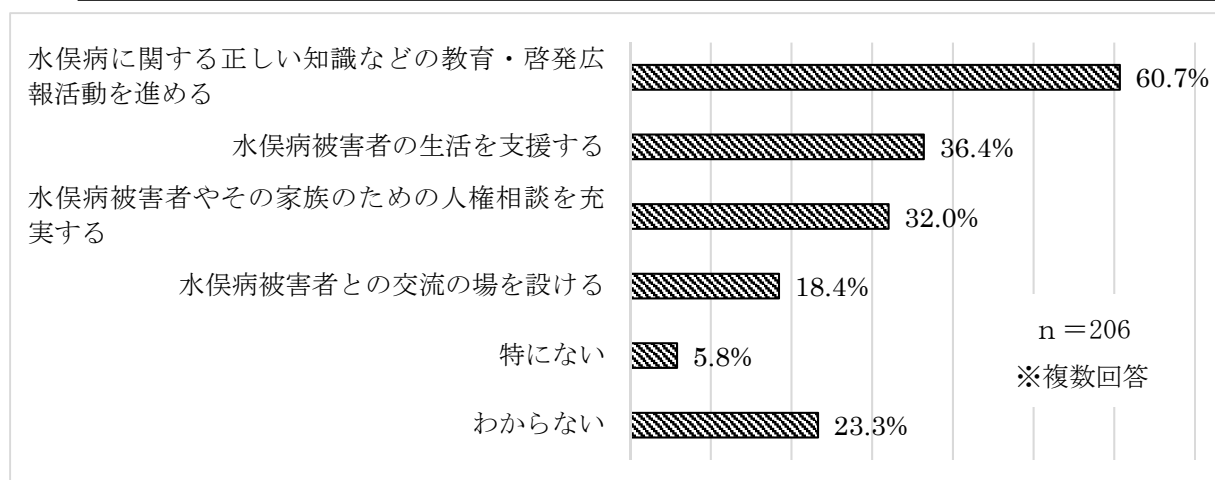
水俣病に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



- 「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「結婚について、周囲の反対を受けること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」の順となっています。一方で、「起きているとは思わない」「わからない」と答えた人の割合が合わせて5割以上となっています。

イ 水俣病をめぐる人権擁護のために必要なこと

水俣病をめぐる人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

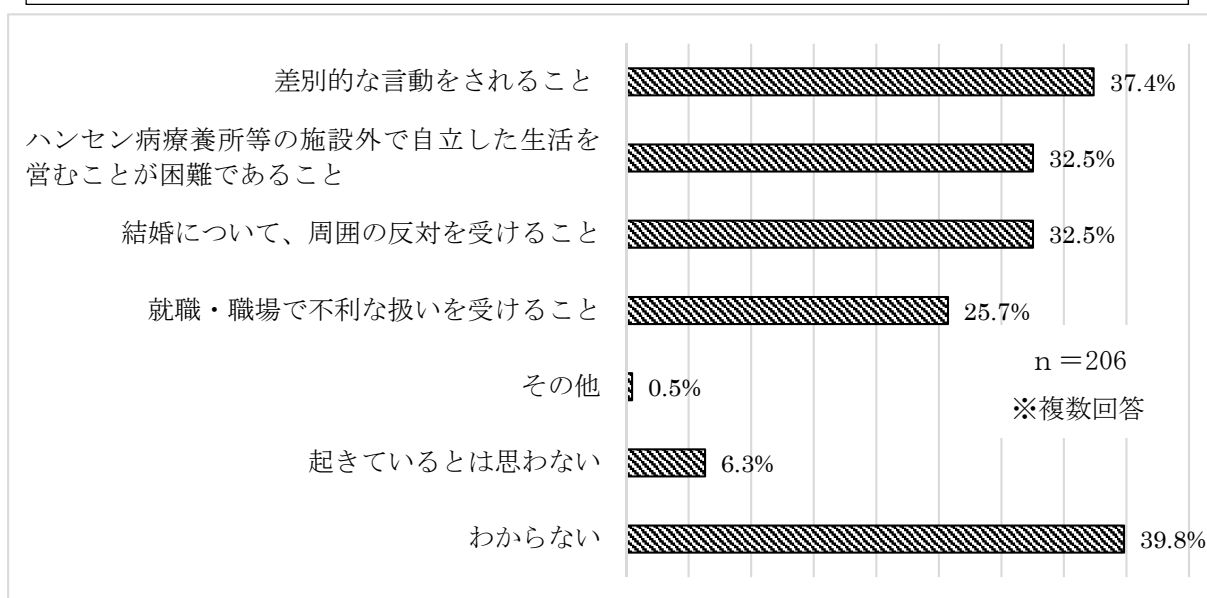


- 「水俣病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を進める」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「水俣病被害者の生活を支援する」「水俣病被害者やその家族のための人権相談を充実する」の順となっています。また、水俣病被害者への生活支援や人権相談の充実を求める人がそれぞれ3割以上存在しています。

(11) ハンセン病回復者等の人権

ア ハンセン病回復者等に関する人権上の問題点

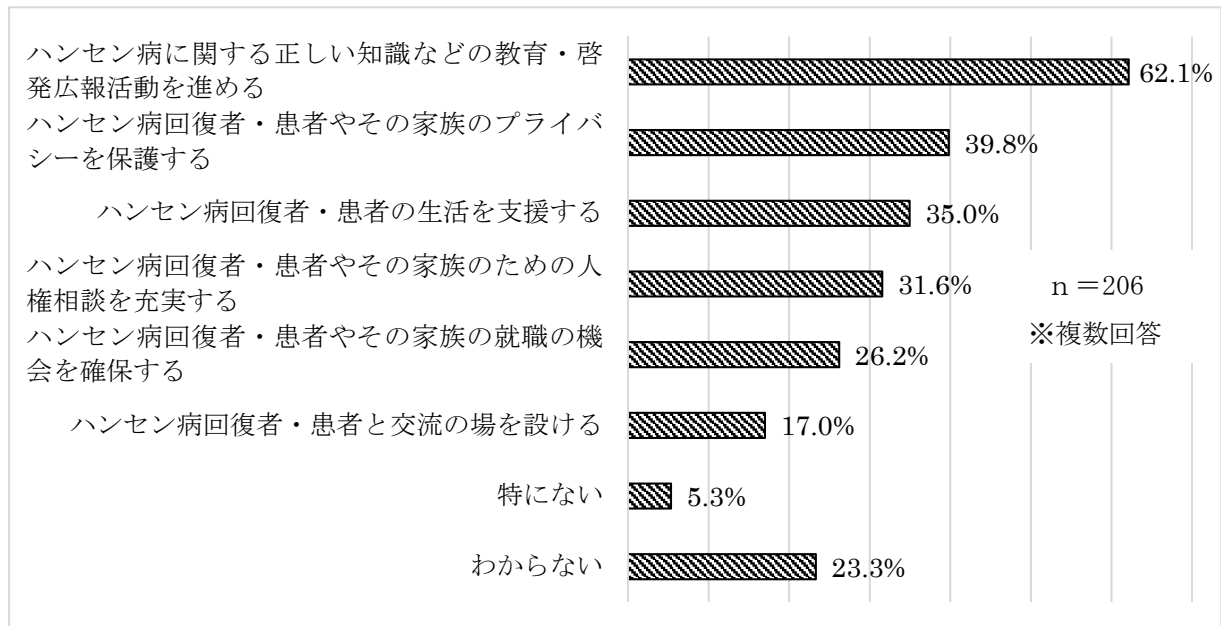
ハンセン病回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



- 「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「ハンセン病療養所等の施設外で自立した生活を営むことが困難であること」「結婚について、周囲の反対を受けること」の順となっています。なお、「わからない」と答えた人が39.8%で最も高い回答率でした。

イ ハンセン病回復者等の人権擁護のために必要なこと

ハンセン病回復者やその家族の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

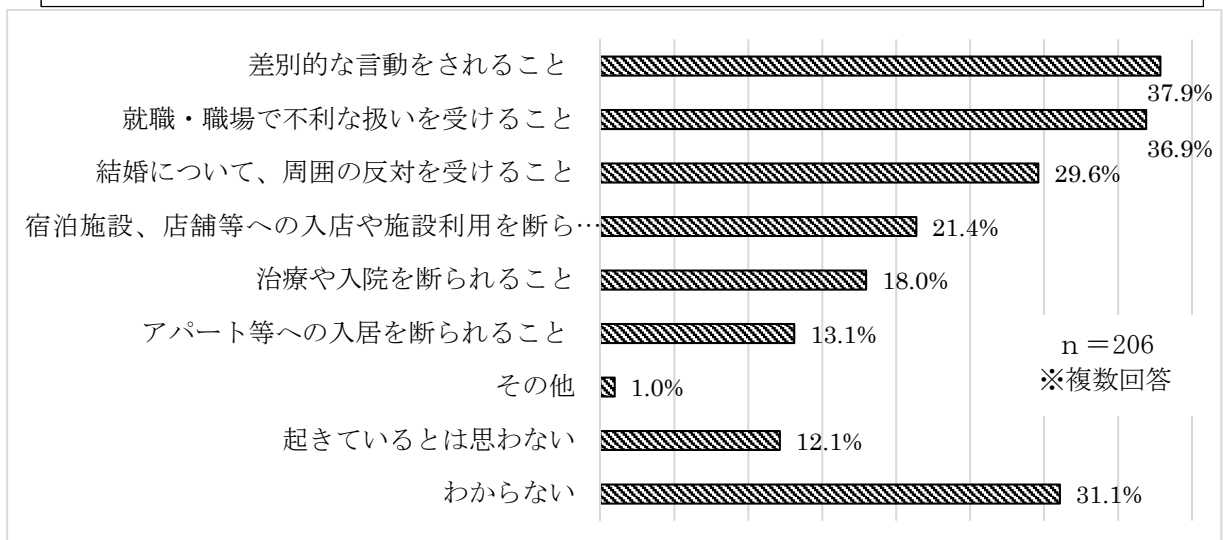


- 「ハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を進める」と答えた人の割合が最も高く、次いで「ハンセン病回復者・患者やその家族のプライバシーを保護する」「ハンセン病回復者や患者の生活を支援する」の順となっています。

(12) 感染症・難病患者等をめぐる人権

ア 感染症・難病患者等に関する人権上の問題点

感染症及び難病患者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

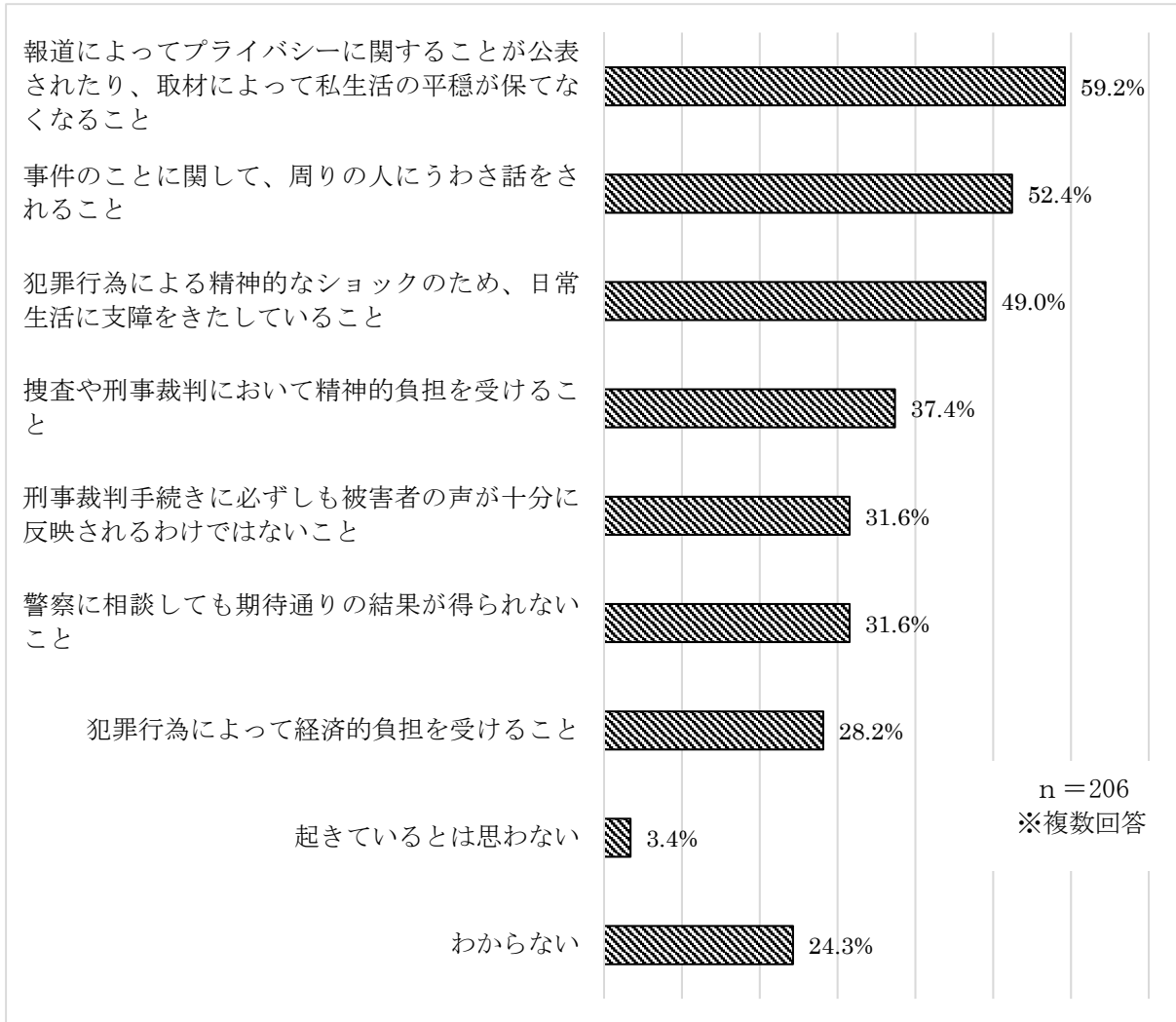


- 「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」「結婚について、周囲の反対を受けること」の順となっています。一方で4割強の人が「起きているとは思わない」「わからない」と答えています。

(13) 犯罪被害者等の人権

ア 犯罪被害者等に関する人権上の問題点

犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

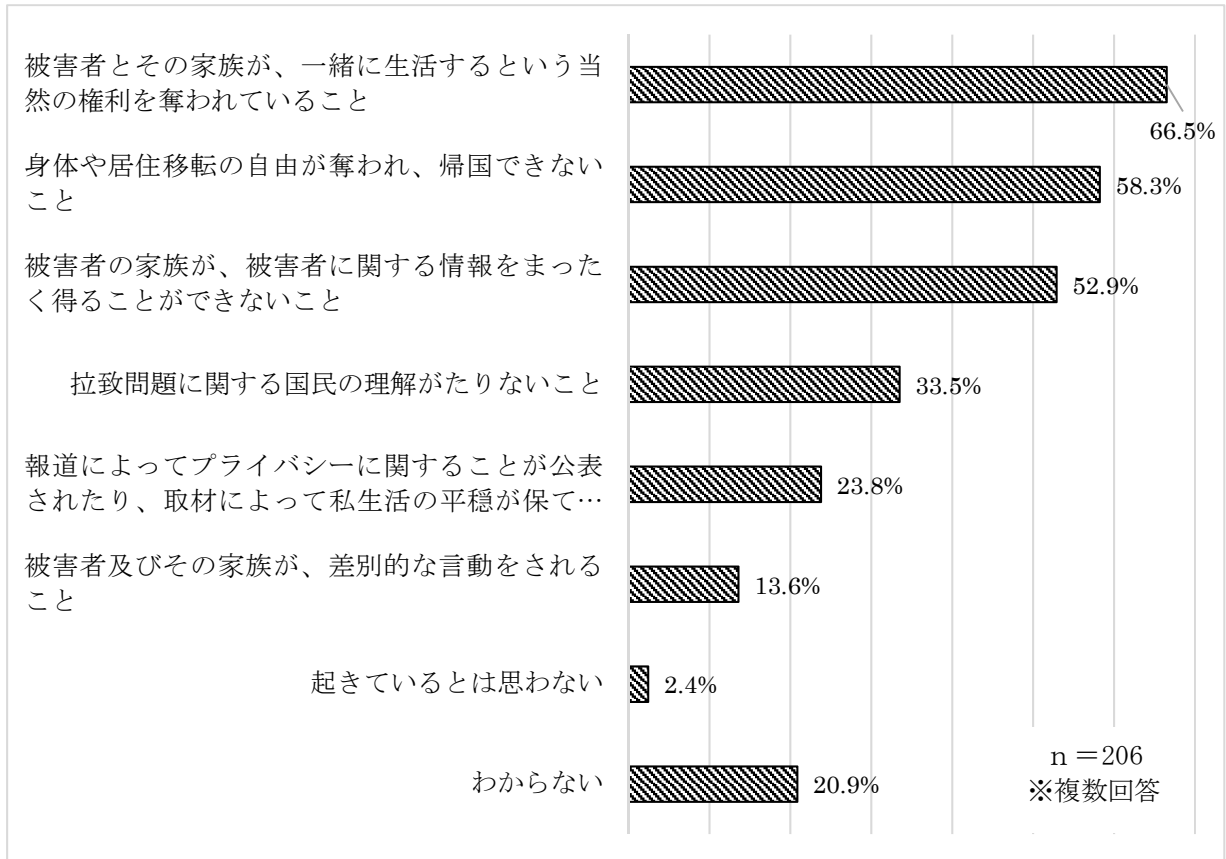


- 「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「事件のことにに関して、周りの人にうわさ話をされること」「犯罪行為による精神的なショックのため、日常生活に支障をきたすようになること」の順となっています。

(14) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

ア 拉致被害者等に関する人権上の問題点

北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

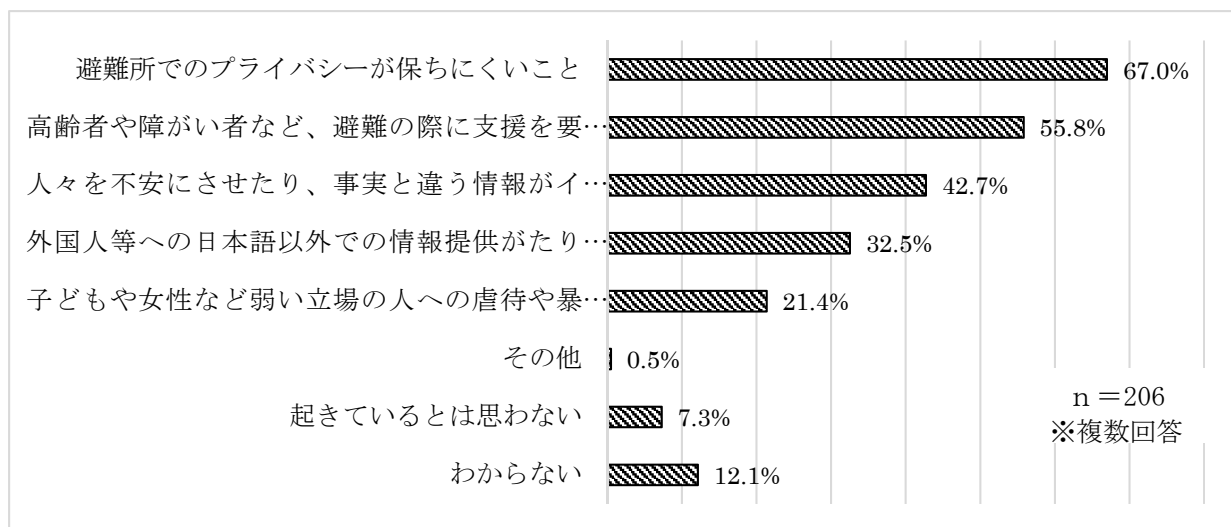


- 「被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「身体や居住移転の自由が奪われ、帰国できないこと」「被害者の家族が、被害者に関する情報をまったく得ることができないこと」の順となっています。これらについては、半数を超える人が回答しており、拉致問題に対する関心の高さがうかがえます。また、3割強の人が「拉致問題に関する国民の理解が足りないこと」と回答しています。

(15) 災害等に関する人権

ア 災害等に関する人権上の問題点

災害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

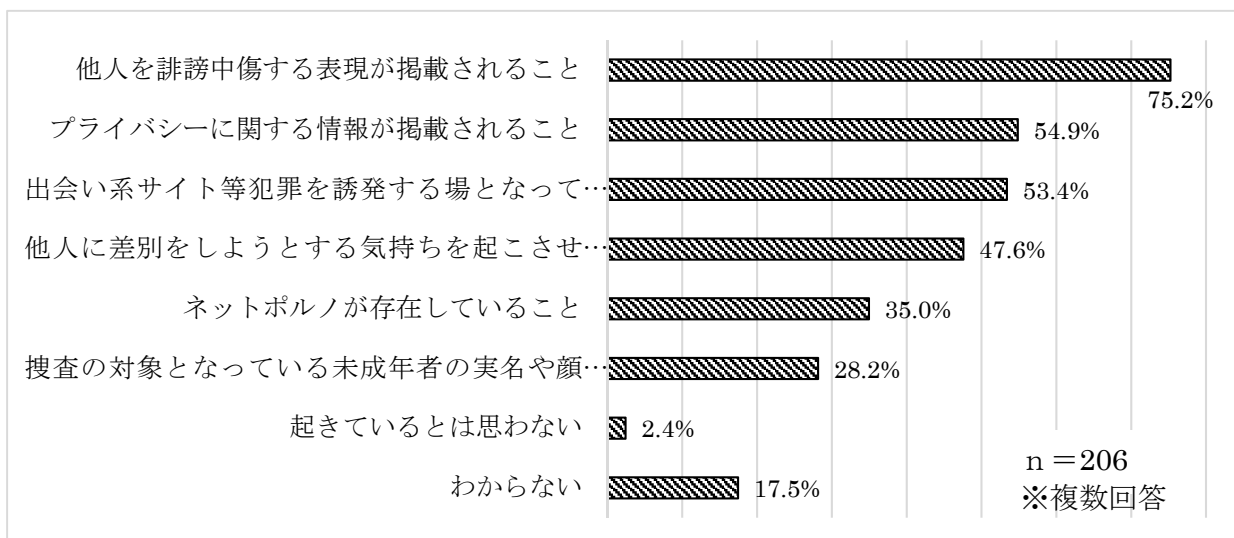


- 「避難所でのプライバシーが保ちにくいこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「高齢者や障がい者など、避難の際に支援を要する人へ情報が届きにくいこと」「人々を不安にさせたり、事実と違う情報がインターネットに掲載されたりすること」の順となっています。

(16) インターネットに関する人権侵害

ア インターネットに関する人権上の問題点

インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

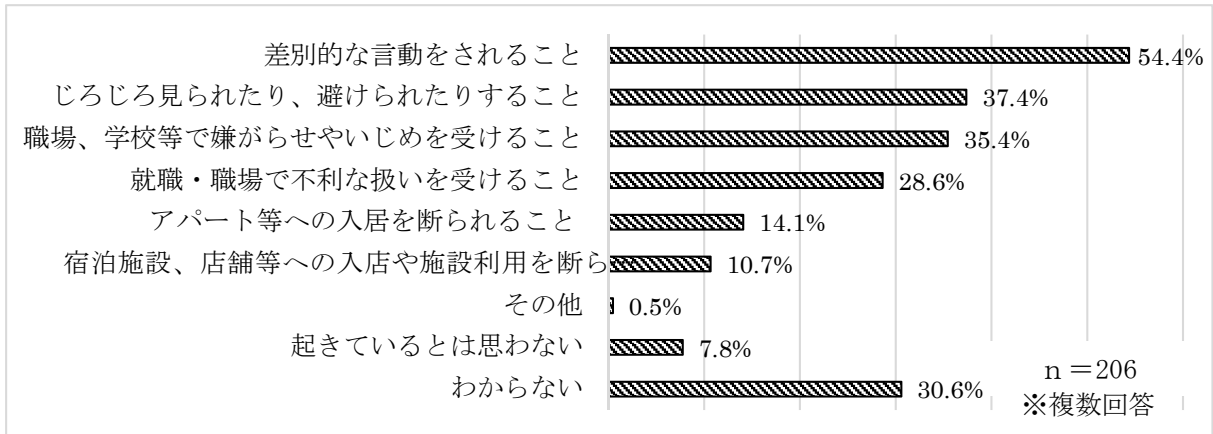


- 「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」の順となっています。インターネットによる人権侵害の報道を、新聞やテレビにより、多くの人が見たり、聞いたりしていることによるものという見方ができます。

(17) 様々な人権課題

ア 性的指向や性自認に関する人権上の問題点

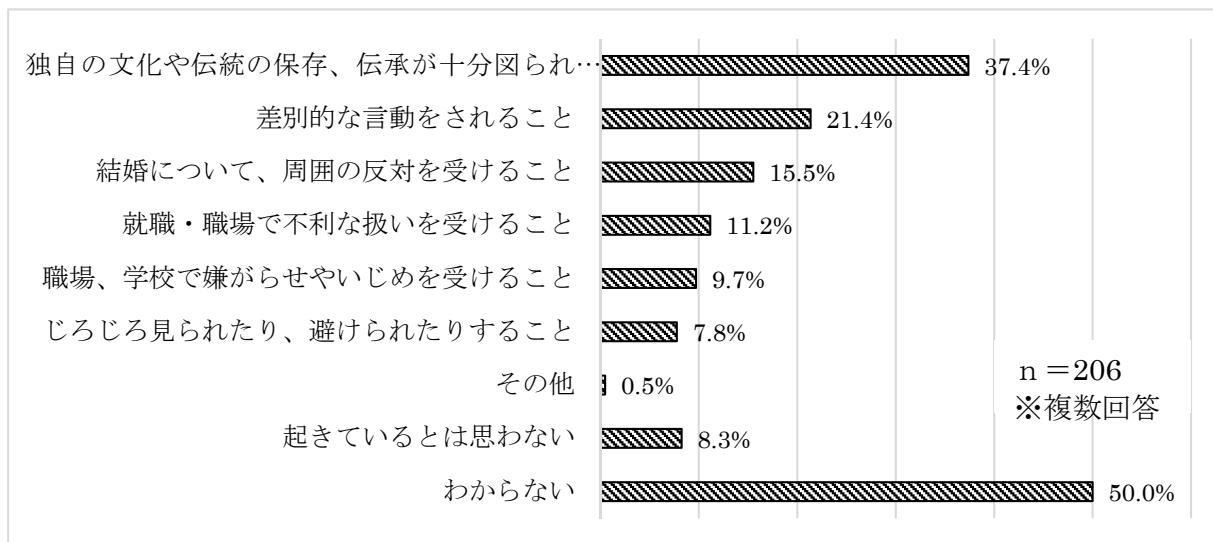
性的指向や性自認に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



○ 「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の順となっています。性的指向や性自認を人権上の課題として認識している人がいる一方で、約4割の人が「起きているとは思わない」「わからない」と回答しています。

イ アイヌの人々に関する人権上の問題点

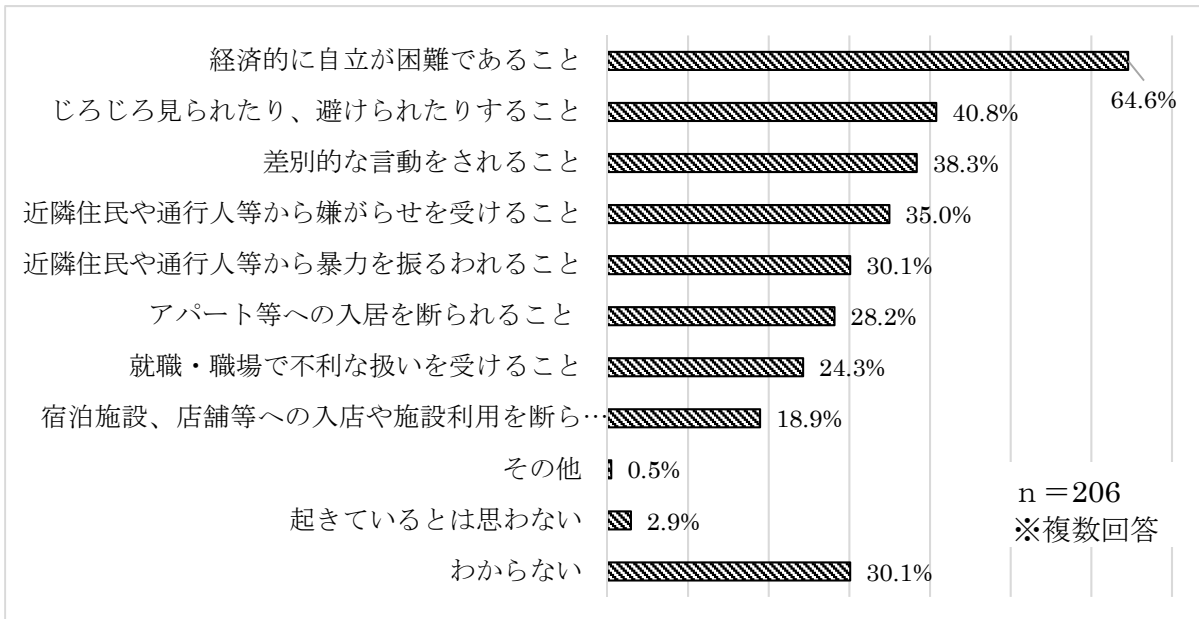
アイヌの人々に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



○ 「独自の文化や伝統の保存、伝承が十分図られていないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「差別的な言動をされること」「結婚について、周囲の反対を受けること」の順となっています。一方で、半数の人が「わからない」と回答しており、また、他の人権課題の設問と比較して、本設問の項目の割合が低くなっています。

ウ ホームレスに関する人権上の問題点

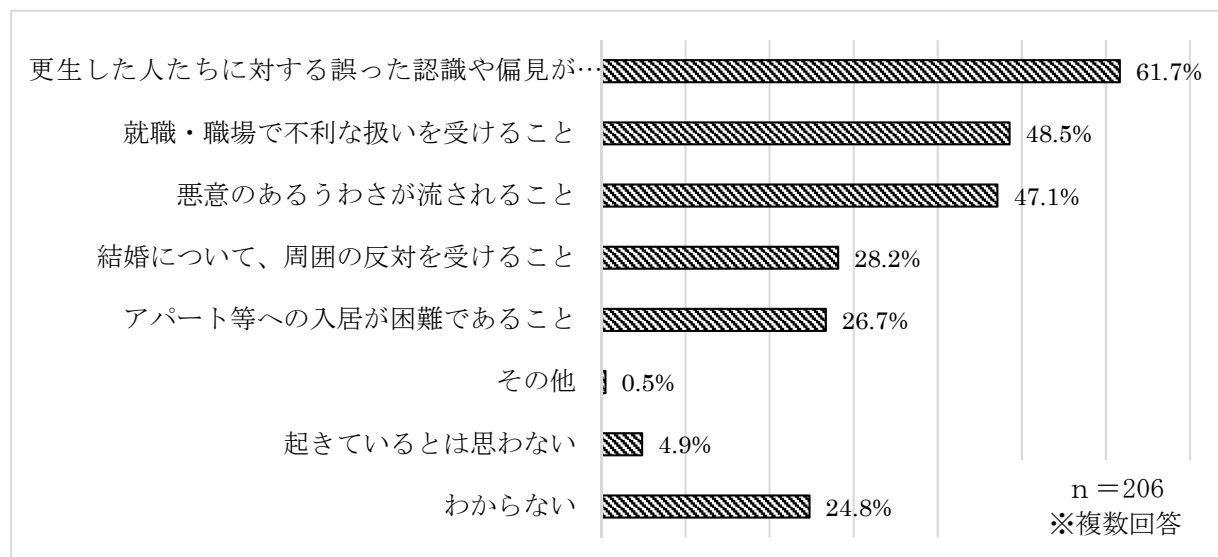
ホームレスに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



- 「経済的に自立が困難なこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「差別的な言動をされること」の順となっています。6割強の人が「経済的に自立が困難なこと」と答えています。上記グラフのとおり、その他にも様々な偏見や差別があることがうかがえます。

エ 刑を終えて出所した人等に関する人権上の問題点

刑を終えて出所した人等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

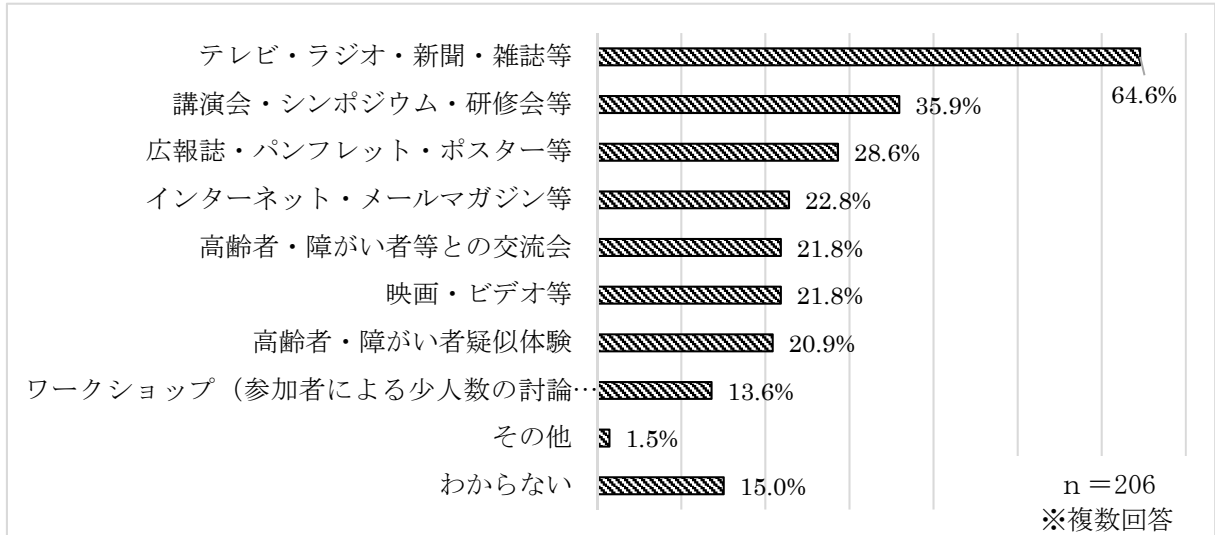


- 「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在すること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」「悪意のある噂が流されること」の順となっています。

(18) 人権に関する啓発活動について

ア どのような啓発広報活動が効果的であると思うか。

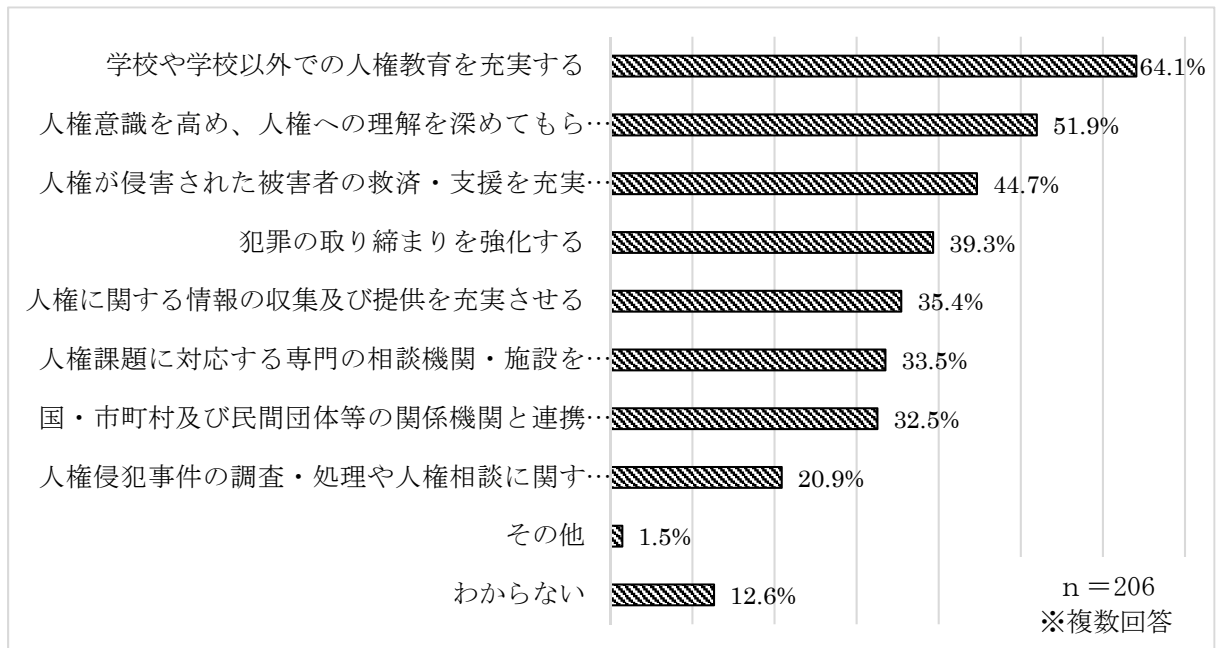
人権意識を高めるためには、どのような啓発広報活動が効果的だと思いますか。



- 「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等」と答えた人の割合が最も高く、次いで「講演会・シンポジウム・研修会等」「広報誌・パンフレット・ポスター等」の順となっています。

イ 人権擁護に対する要望

今後、人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。



- 「学校や学校以外での人権教育を充実する」と答えた人の割合が最も高く、次いで「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する」「犯罪の取締りを強化する」の順となっています。

3 調査のまとめ

(1) 人権全般について

- ・ 基本的人権が大切にされていると肯定的にとらえている人が7割以上でした。一方で、否定的にとらえている約2割の人の存在を認識しておく必要があります。また、近年、人権侵害は改善傾向にはないと考えている人が7割以上おり、改善のために人権教育・啓発を進めていく必要があると思われます。
- ・ 自分の人権が侵害されたことが「ある」と回答した人は約3割存在し、また、「ある」と回答した人の割合を性別で見ると、女性が男性より6.8ポイントも高くなっていて、女性の人権との関連があると思われます。人権侵害の内容は様々で、あらゆる視点から人権侵害をなくすための検討が必要だと考えます。
- ・ 人権侵害への対応については、公的機関へも気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や関係機関との連携強化を図っていく必要があります。
- ・ 人権課題への関心については、身近に感じることでできる人権や報道等で触れることの多いものについて関心が高いという結果が出ています。「関心は特にない」と回答した人もおり、人権課題全般に関心を持ってもらえるよう人権教育・啓発活動を推進していく必要があると考えます。

(2) 個別の人権問題について

【女性の人権】

- ・ 「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取り扱いを受けること」が最も多く、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが分かり、意識改革も含めた対策が必要だと考えられます。また、女性の人権擁護のために「結婚、出産、育児、介護が女性の労働の継続性の障がいとならないような環境を整備する」との回答が多くあり、女性が働きやすい環境づくりを進めていくことや女性の人権問題に対して正しい理解を深めるために啓発活動や学習機会の提供を行う必要があります。

【子どもの人権】

- ・ 「子ども間の仲間はずれや無視、暴力」については、学校をはじめ家庭や地域も含め子ども同士のトラブルを早期発見・解決できる体制を整えたり、体罰等が子どもに与える影響を周知し、体罰等を容認しない社会を醸成したりしていくことが必要です。
- ・ 子どもの人権を守るために「子どもに、自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える」という意見が多くありました。学校教育と社会教育が家庭と連携して取り組んでいく必要があります。

【高齢者の人権】

- ・ 「経済的に自立していくことが困難であること」が問題であるととらえている人が多く、就労等社会参画の機会の充実や消費者被害の防止に向けた啓発が必要と思われます。人権擁護のためには「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」と考えている人が多く、これについては物理的環境だけではないと思われるので、社会情勢に応じたきめ細かい対応が必要だと考えられます。

【障がいのある人の人権】

- ・ 「人々の障がいに対する理解が足りないこと」が問題であると回答した人が最も多く、人権擁護のためには「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」との回答が多くありました。障がいのある人に対しての理解を深める学校や職場での教育・啓発活動の実施や、障がいのある人が安心して暮らせる生活環境の整備が重要です。

【部落差別（同和問題）】

- ・ 部落差別（同和問題）について知ったきっかけは、「学校の授業」と答えた人が最も多く、学校教育における部落差別（同和教育）との出会いを大切にする必要があります。現在起きている人権問題については、「身元調査」や「結婚差別」「就職・職場」の順で答えた人が多く、一方、「起きていない」「わからない」と答えた人が4割以上おり、差別が潜在化してきたことや部落差別（同和問題）に対する関心の低さを表していると思われます。部落差別（同和問題）の解決のためには教育・啓発広報活動を推進していく必要があります。

【外国人の人権】

- ・ 「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」を人権上の問題点ととらえている人が多く、人権擁護のためには「日常生活に必要な情報を外国語により提供する」と答えた人の割合が高く、国際交流の充実や外国籍住民等に対する支援サービスの充実が必要と思われます。

【水俣病をめぐる人権】

- ・ 人権上の問題について「起きているとは思わない」「わからない」と答えた人が、半数以上と高くなっています。一方、水俣病をめぐる人権擁護のためには、「水俣病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を進める」と答えた人の割合が多く、水俣病に関する正しい情報や教訓を広く情報提供していくことが必要と思われます。

【ハンセン病回復者等の人権】

- ・ 「差別的な言動をされること」などの人権問題があると答えた人がいる一方で、「起きているとは思わない」「わからない」との回答が約半数ありました。ハンセン病回復者等の人権擁護のためには、「ハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を進める」と答えた人の割合が最も多かったこともあり、ハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発が重要であると思われます。

【感染症・難病患者等をめぐる人権】

- ・ 「差別的な言動をされること」などの人権問題があると答えた人がいる一方で、4割強の人が「起きているとは思わない」「わからない」と回答し、感染症・難病患者等に関する正しい知識などの教育・啓発が重要であると思われま

【犯罪被害者等の人権】

- ・ 「報道により私生活が平穏でなくなること」「周りの人にうわさ話をされること」「ショックのため日常生活に支障をきたすこと」などが危惧されると答えています。被害者、家族ともに、犯罪発生後に様々な人権侵害を被ることなどを広く情報提供していくことが必要と思われま

【拉致被害者等に関する人権】

- ・ 「被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」「身体や居住移転の自由が奪われ、帰国できないこと」「被害者の家族が、被害者に関する情報をまったく得ることができないこと」が問題であると半数以上の人が答えている一方で、「問題に関する国民の理解が足りない」ことが問題だと3割強の方が答えています。拉致問題の解決のためには、国民の理解と支援が重要であることから、さらなる啓発が必要であると思われま

【災害等に関する人権】

- ・ 「避難所でのプライバシーが保ちにくいこと」「高齢者や障がいのある人など、避難の際に支援を要する人へ情報が届きにくいこと」「人々を不安にさせたり、事実と違う情報がインターネットに掲載されたりすること」が問題であるとの回答が多くありました。災害等と人権の関係についてさらなる啓発が必要であると思われま

【インターネットに関する人権】

- ・ 「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」への回答が著しく高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」が問題であると続いています。インターネットによる人権侵害の報道を、多くの人が見たり聞いたりしていることによるものと思われま

【性的指向や性自認に関する人権】

- ・ 「差別的な言動をされること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」などを性同一性障がいや性的指向に関する人権問題として認識している人がいる一方で、「起きているとは思わない」「わからない」と答えた人の割合が約4割であり、この問題についてさらなる啓発が必要であると思われま

【アイヌの人々に関する人権】

- ・ 「独自の文化や伝統の保存、伝承が十分図られていないこと」「差別的な言動をされること」「結婚について、周囲の反対を受けること」などが人権問題だととらえています。一方で、半数の人が「わからない」と答え、また、他の設問と比較して本設問の各項目の割合が低くなっていることについては、アイヌの人々やその問題に接することが非常に少ないためと思われます。この問題についてさらなる啓発が必要であると思われます。

【ホームレスに関する人権】

- ・ 「経済的に自立が困難なこと」が問題であると6割以上の方が捉えています。その他の項目にある様々な偏見や差別が「経済的な自立の困難さ」につながっていると考えられます。本当に必要としている人への経済的支援と、周りの人への啓発が必要であると思われます。

【刑を終えて出所した人等に関する人権】

- ・ 「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在すること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」「悪意のある噂が流されること」などが人権問題であると、多くの方が捉えています。罪を犯した人が社会に出ても孤立することがないように「人権は生まれながらにしてすべての人が持っている基本的権利である」ことをさらに啓発していく必要があります。

【人権に関する啓発活動】

- ・ 効果的な啓発広報活動として「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等」が最も多く、個別の人権課題についても報道等でよく見かけるものについては関心が高かったため、広報誌等で啓発を推進していくことが効果的と思われます。
- ・ 人権課題の解決については、「学校や学校以外での人権教育の充実」「人権意識の高揚のための啓発広報活動の推進」を望む声が多くありました。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 就学前教育・学校教育における人権教育・啓発の推進

ア 現状と課題

乳幼児期は、心身の成長・発達が盛んであり、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育てることは、その後の成長にとって極めて重要です。就学前教育では、集団生活の遊びの中で、友達との関わりを深め、自己の存在感や充実感、そして人権感覚を培っていく必要があります。

学校は、児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場です。そのために学校教育においては、多様な人々との交流の機会を設け、障がいのある人、子ども、高齢者、部落差別（同和問題）、外国人などに対するあらゆる差別や偏見をなくすことを目的とした人権尊重の教育を推進することが望まれます。また、「いじめ」は深刻な問題であり、不登校や自殺に至る場合もあります。近年の児童・生徒を取り巻く環境は大きく変化しており、インターネットの普及により、いじめの問題は複雑化しています。児童・生徒一人ひとりの人権感覚を養うとともに、多種多様な人権侵害に対応する必要があります。いじめはいじめる側が悪いという認識を深め、他人を思いやることの大切さが求められています。今後も、学校において、児童・生徒が教育活動全体を通じて互いに信頼し合い、ともに生きていくことの大切さを学ぶとともに、家庭や地域との連携を図りながら人権尊重の教育を推進していくことが望まれます。また、町民意識調査において部落差別（同和問題）について知ったきっかけは、「学校の授業で知った」と答えた人の割合が最も高くなっています。このことから、学校教育は大きな役割を担っているということが言えます。今後も、教職員が人権についての正しい知識を持ち、理解を深め、指導力の向上に努めることが重要となります。

イ 今後の取り組み

就学前施設においては、他の乳幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を思いやる気持ちをもって行動できるようにすることや友達との関わりを深め、思いやりをもつようにすることなど人権尊重の精神の芽生えを育むよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童・生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。また、さまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進します。

(2) 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

ア 現状と課題

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。一方で、少子化、家族形態の多様化等の進行によって、子育て家庭は、不安、孤立、ストレスに見舞われやすく、家庭における子育て力や教育力の低下が指摘されています。また、家庭内においては子どもの人権問題以外に高齢者・配偶者等への暴力や要介護者の介護放棄などさまざまな家庭問題が発生しています。こういった家庭内の人権問題をなくすために家庭の機能の維持・充実を図る必要があります。

町民意識調査においても、女性の人権を守るために必要な事柄として、「結婚、出産、育児、介護が女性の労働の継続性の障がいとならないような環境を整備する」が最も高い割合となっており、家事や育児、介護などについて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに協力し合える男女共同参画社会の実現に向けた家庭づくりのための啓発活動に引き続き取り組むことが必要です。

地域は交流の場であり、また社会の構成員としての自立を促進する場として、人権意識を高揚・定着させるうえでとても重要な役割を担っています。しかし、人と人とのつながりが希薄になってきているという現状もあり、地域住民の相互理解を深めるため、さまざまな人との交流を図り、地域全体で互いを支え合う体制づくりが必要です。このようなことから、家庭・地域において、すべての人が互いに尊重し合い、ともに生きがいを持って豊かに暮らせる環境をつくるために、人権の尊重を基盤とした家庭教育や社会教育を一層充実させることが必要です。

イ 今後の取り組み

(ア) 学習機会の提供

家庭教育、社会教育において人権に関する研修会、社会奉仕活動、自然体験活動等の機会を提供します。また、地域における人権教育・啓発を担う人材を育成するための研修を実施します。

(イ) 相談体制の強化

不安や悩みを抱える町民や保護者への相談事業や相談体制の連携づくりを推進します。

(ウ) 啓発活動の推進

家庭や地域における人権教育・啓発を充実させる取り組みを推進します。

(3) 事業所における人権教育・啓発の推進

ア 現状と課題

事業所において人権教育・啓発を推進することは、事業所はもとより社会や地域にとって人権尊重意識を高揚させる上で重要です。町民意識調査では、女性について、「職場における性別による職種の限定や待遇の差」が人権上の問題点として指摘され、また、障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国人など多くの項目で、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が問題であるとの回答が見受けられました。こ

れらを踏まえ、事業所における雇用と人材育成・登用の機会均等の保障、年齢による差別的取扱いの禁止、障がいのある人の雇用拡大などの取り組みが必要です。また、人権尊重意識の高い職場づくりと雇用・労働条件等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等、社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、関係機関と連携しながら事業者への情報提供の充実が必要です。

イ 今後の取り組み

事業所は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼されるとともに、事業所の発展につながるといった認識が事業所・職場内に定着していくことが必要です。事業所が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、人権啓発にかかる資料や情報提供などの支援に努めます。

(4) 特定事業従事者における人権教育・啓発の推進

ア 教員・社会教育関係職員

(ア) 現状と課題

学校教育における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が児童・生徒の人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たすことから、教職員自らが豊かな人権意識をもつことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

また、社会教育においては、社会教育関係職員が地域における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っていることから、さまざまな形での研修会等を通じて資質を向上させることが不可欠です。

近年、子どもへの人権侵犯事件数は減少傾向にありますが、国は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を策定し、「こどもまんなか社会」を目指しています。学校教育・社会教育において、子どもの人権が尊重されるような社会の実現を目指した教育活動を実践する必要があります。また、部落差別解消推進法の趣旨や部落差別（同和問題）を解消するための取り組みを推進する必要があります。

(イ) 今後の取り組み

すべての職員が、自ら豊かな人権意識をもち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っていきます。

イ 行政職員

(ア) 現状と課題

日常的に町民と接する機会が多い町職員は、人権の奉仕者として人権感覚を身につけ、常に人権尊重を心がけながら職務を行うことが求められています。そのため、職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務が遂行できるように、人権に関する研修や講演会等の参加などを継続的に進めることが必要です。

(イ) 今後の取り組み

職員の人権意識の向上を図るため、新規採用職員をはじめとする職員全体を対象とした人権研修の拡充に努めるとともに、情報提供の支援に取り組んでいきます。

ウ 医療関係者、福祉関係職員

(ア) 現状と課題

医療従事者や保健師等の医療関係者やケースワーカー、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉施設職員等の福祉関係職員は、患者や高齢者、利用者、子ども等、さまざまな人の人権を十分に尊重する必要があります。また、地域住民や関係機関との連携についても充実を図る必要があります。

(イ) 今後の取り組み

人権尊重について理解を深めるとともに、人権に配慮した対応ができるよう啓発用リーフレットや情報提供の支援に努めます。

第4章 人権の重要課題についての取り組みの方向

1 女性の人権

(1) 現状と課題

わが国では、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」を施行するとともに、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。そして平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されています。また、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が制定され、暴力の被害者は女性だけではないものの、被害者の多くは女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けたさまざまな立法的な措置が講じられています。

町民意識調査では、「女性に関する人権問題」として、「職場において、性別による職種限定、待遇の差」がもっとも多く、職場での待遇の違いが未だに残っていることが分かり、職場における対策が必要です。次いで、「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」「男女の固定的な役割分担意識にも続く差別的取り扱い」の順となっていて、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが分かり、意識改革も含めた対策が必要だと考えられます。また、「女性の人権を守るために必要なこと」では、「結婚、出産、育児、介護が女性の労働の継続性の障がいとならないような環境を整備する」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「男女平等に関する教育を充実する」と「女性が被害者になる犯罪の取締りを強化する」が同ポイントとなっています。女性が働きやすい環境づくりを進めていくことや女性の人権問題に対して正しい理解を深めるために啓発活動や学習機会の提供を行う必要があります。

(2) 今後の取り組み

ア 男女の人権を尊重する意識の向上

- (ア) 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報や啓発に取り組みます。
- (イ) 性別に関係なく誰もが多様な選択ができるよう、さまざまな場面で男女の人権を尊重する意識の醸成に向けた啓発に努めます。

イ 男女がともに働きやすい環境づくり

- (ア) 事業者や労働者に対して、働く場や地域社会において男女がともに活躍できる環境づくりのため、男女共同参画の推進に向けた啓発を行います。
- (イ) 女性がさまざまな場で活躍できるよう、希望する女性の役職への登用などの呼びかけやさまざまな場面での女性の登用を推進します。
- (ウ) 男性が育児休業等の取得がしやすい環境になるよう、男性の育休取得推進の啓発を行います。

ウ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (ア) 性犯罪、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント等の根絶に向けた取り組みを推進するとともに、被害者について相談体制の充実や保護、自立支援など関係部局や関係機関と連携して適切な支援に努めます。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行とともに生活環境が多様化し、地域における人のつながりの希薄化が指摘されています。子どもの人権に関する深刻な問題として児童虐待があり、近年大幅に増加しています。また、相対的貧困率※5も増加の傾向にあり、子どもやその保護者の生活状況において、経済的な問題や家庭環境の不安定さからくる教育の機会や親子の関わりの欠如といった課題等も浮き彫りになりました。その他にも子どもを取り巻く環境を見ると、いじめや体罰、不登校、ひきこもり、インターネットの匿名性を悪用した誹謗中傷やSNS上でのいじめ、自画撮り被害等、こどもの健全な成長や安全が脅かされる問題も生じています。

町民意識調査では、「子どもに関する人権上の問題」として「子どもの間で、仲間はずれや無視、暴力、携帯電話などを使いたいじめがあること」と答えた人の割合が最も高く、次に「体罰を受けること」が続いています。学校をはじめ家庭や地域も含め子ども同士のトラブルを早期発見・解決できる体制を整えること、また、体罰等が子どもに与える影響を周知し、体罰等を容認しない社会を醸成していくことが必要です。「子どもの人権を守るために必要なこと」では、「子どもに、自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「子どもに豊かな体験をさせ、たくましく生きるための力を身に付けさせる」「子どもの個性を尊重する」「家庭内の人間関係を安定させる」の順となっています。学校教育と社会教育が家庭と連携して、取り組んでいく必要があります。

このような中、本町では、いじめのない学校づくりを進めていくため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ問題への対策を本町総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等を、より実効的なものにするための基本方針である「湯前町いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が、令和5年(2023年)4月に施行されました。大人が、一人の人間として子どもの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識し、自らの責任を果たしていくことが求められることから、家庭、地域、保育所等・幼稚園、学校、事業所・職場等において、子どもたちの発達段階に応じた、人権尊重の心を育てるとともに、それが具体的な態度や行動に現れるような人権教育に取り組みながら、それに携わる大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を進めていく必要があります。

(2) 今後の取り組み

ア 子どもの人権を尊重する教育・啓発・支援体制の整備の推進

- (ア) 学校では、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題であることを認識し、早期発見、即時対応を行います。
- (イ) 子どものいじめに対して「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合がある」という考えや、「わからない」という無関心の改善と正しい意識の醸成のための啓発活動を推進していきます。

(ウ) いじめ、不登校、虐待等は子どもの人権に係る重大な問題であるため、児童・生徒と教職員との信頼関係を基調とした指導を実施するとともに、相談・啓発・支援活動の充実を図ります。

(エ) 社会教育の機会においても、子どもの人権の重要性についての正しい認識と理解を深めるため、学習内容の充実に努めます。

イ 子どもの虐待防止の推進

(ア) 子どもの虐待は、心身や人格形成等に重大な影響を与えるため、相談体制の充実・強化、関係機関との連携により子どもの虐待の早期発見、早期対応に努めます。

(イ) 虐待の未然防止のため、乳幼児健診、保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見し、支援につなげる体制を強化します。

ウ 子育てしやすい環境づくり

(ア) 家族形態の多様化など家庭を取り巻く環境や、地域内での関わりが少なくなっていることなど、子育て中の親は子育てを不安に感じることがあります。安心して子どもを産み育てやすい環境を整え、子どもを心身ともに健やかに育てるため、支援体制を強化し、相談体制を充実します。

(イ) 子どもの成長を見守る中で、発達面や行動面で気になることや困りごと、子育てに不安を抱える乳幼児の保護者に対して、発達相談や子育て相談を充実し、保護者の育児力の向上を図るとともに就学に向けた準備の支援に努めます。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

わが国では、「老人福祉法」や「高齢社会対策基本法」、それらに基づく大綱により、長寿社会に向けた総合的な対策を行ってきました。その後、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されています。

今後団塊の世代が高齢化するなど、急速に高齢化が進行し超高齢社会を迎えようとしています。こうした中で、高齢者介護を社会全体で支えることを目指し、平成12年(2000年)から「介護保険制度」が導入されました。

一方で、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、認知症高齢者の増加や、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害を受けるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いために表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。このような中、平成18年(2006年)には、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が制定され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援について定められ、高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められています。

町民意識調査では、「高齢者に関する人権問題」として、「経済的に自立していくことが困難であること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「悪徳商法の被害が多いこと」となっています。高齢者が自立して生活できるよう、就労等社会参画の機会の充実や消費者被害の防止に向けた啓発が必要と思われれます。また、「高齢者の人権を守るために必要なこと」では、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「高齢者と他の世代との交流を促進する」「高齢者の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する」「高齢者のための人権相談を充実する」となっています。高齢者の人権問題については社会情勢に応じたきめ細かい対応が必要だと考えられます。

(2) 今後の取り組み

ア 高齢者が自立して生活できる環境づくり

(ア) 住民の主体的な健康づくりや健康なまちづくりを推進し、望ましい生活習慣の実践や生活習慣病の発症および重症化予防に取り組みます。また、高齢者に対して介護予防事業の周知・啓発を図り参加を促していきます。

(イ) 高齢者が気軽に集まり、新たな出会いができるよう交流の場の充実を図るとともに、高齢者のニーズの把握に努め、講座、イベント等の活性化を図り、高齢者の生きがいを推進します。

イ 高齢者が安心して生活できる環境の推進

(ア) 高齢者が安心して生活できるよう、医療や介護、福祉、人権擁護など幅広い分野との連携を図り、高齢者虐待防止や高齢者の相談体制の整備・充実に努めます。

(イ) 地域包括支援センター等の関係機関や民生委員・児童委員、主任児童委員、シルバーボランティア等による一人暮らし高齢世帯等の見守り活動を支援します。

(ウ) 振り込め詐欺などの特殊詐欺の高齢者被害が後を絶たないことから、特殊詐欺予防についての啓発活動に取り組み、被害の予防に努めます。また、万が一被害に遭った場合、消費生活センターや地域包括支援センター等と連携した手続きなどの相談ができるよう、相談体制の強化に努めます。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

人は誰でも、日常生活や社会生活において障がいのある人になる可能性があります。ところが、障がいに対しては、特に他人事意識が強く、自分の問題としてとらえていない人が多いのが現状です。障がいのある人を「かわいそうな存在」「してあげる存在」として見る意識や偏見、差別意識が見受けられます。また、これまで障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの枠組でとらえてきましたが、最近では、発達障がいや様々な難病なども新たに加えられ、障がい種別が多様化してきています。特に精神障がいや発達障がいは外見ではわかりにくいいため、正しい理解が進まず、当事者を困らせていることにもつながっています。さらに、障がいがあるという理由による結婚差別・子どもを生むことへの反対や、進学・就職における不利益な取り扱い、出生前診断によるいのちの選択等、表面化しない差別の実態があり「障がいのある人を排除する」ことも懸念されます。国連では、「障がい」は

社会が作り出しているという考え方「障がいのある人とは社会にある障がいと向き合っている人たち」（社会モデル）を反映させた「障害者権利条約」を採択し、各国における障がいのある人の基本的人権の保護や固有の尊厳の尊重、福祉の充実を提唱してきました。国においても、「障害者権利条約」を批准し、社会モデルの考え方を取り入れた「改正障害者基本法」や、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」など法律の整備が進められています。

湯前町においては、「湯前町第6期障害者計画及び第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定し、障がいによって分けへだれられることなく住民一人ひとりを尊重する共生のまちづくりを目指して障がい者福祉やサービスの充実に取り組んでいます。

町民意識調査では、「障がいのある人に関する人権問題」として、「人々の障がいに対する理解が足りないこと」と答えた人の割合が最も高く、「就職・職場で不利な扱いを受けること」「差別的な言動をされること」が続いています。また、「障がいのある人の人権を守るために必要なこと」では、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「障がいのある人とない人の交流を促進する」「障がいのある人の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する」「障がいのある人の人権相談を充実する」の順となっています。町民に対して障がいのある人の人権に関する啓発を進めていく必要があります。

障がいのある人の人権問題は、障がいのある人の日常生活のしづらさの責任を障がいのある人個人に求める考え方（医学モデル）に起因しています。社会全体が障がいを正しく理解し必要な配慮を行えば、障がいのある人にとって日常生活のしづらさは解消され、その結果、障がいのある人は障がいのある人でなくなり、究極的には障がいのある人の人権問題は存在しなくなると考えられます。（社会モデル）このため、社会を構成する私たち一人ひとりが障がいのある人の人権問題と向き合い、ノーマライゼーション※6の理念を基盤とした真の共生社会を実現していくことが必要です。

(2) 今後の取り組み

ア 相談支援体制の充実

(ア) 各個人のケースに応じた生活支援や福祉サービス等について気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を図り、相談支援体制や相談窓口の充実に努めます。

(イ) 相談窓口で適切な支援を行うため、相談支援事業所や各施設、関係機関との連携を図ります。

イ 虐待防止の推進と権利擁護の推進

(ア) 障がいのある人への虐待防止に関して、リーフレットなどを活用し意識啓発を行います。

(イ) 相談支援事業所と連携を図り、虐待に係る相談や通報等の相談体制を構築し、虐待の早期発見に努めます。

(ウ) 成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、制度を利用する人の支援に努めます。

ウ 就労への支援

(ア) 障がいのある人の個々の状況に応じた就労支援を行えるようハローワークや障害者就業・生活支援センター、県などとの連携を図ります。

エ 障がいのある人の人権に対する正しい理解と認識の促進

(ア) 学校教育においては、子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じ、合理的配慮※7の観点に沿った学習指導を行うなど、特別支援教育の充実に努めます。

(イ) 障がいのある人に対する理解や、福祉の問題等に関する理解を深めるための教育・啓発を推進します。

5 部落差別（同和問題）

(1) 現状と課題

部落差別（同和問題）は、わが国固有の人権問題で、歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が著しく基本的人権を侵害され、市民的権利と自由を完全に保障されていないという重大な人権問題です。昭和40年(1965年)の「同和対策審議会」において、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとされ、昭和44年(1969年)の「同和対策事業特別措置法」以来、同和対策の特別措置法が平成14年(2002年)3月末に失効するまでの33年間、同和問題解決に向けた取り組みが全国で実施されました。

平成28年(2016年)には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別解消推進法」が施行され、現在もなお部落問題が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを指摘するとともに、地方公共団体は地域の実情に応じた施策の実施に努めることとしています。

しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は根強いものがあり、結婚や土地購入等に際しての偏見や差別が依然として残り、近年では、インターネット上に差別を助長するような表現が掲載されるなど、部落差別（同和問題）はいまだ解決にはいたっていません。

町民意識調査では、「部落差別（同和問題）に関する人権問題」として、「身元調査をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「結婚問題で周囲の反対を受けること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」の順となっています。一方で、約4割強の人が「起きているとは思わない」「わからない」と答えています。これは、差別が潜在化してきたことや部落差別（同和問題）に対する関心が低いなどの見方ができます。また、「部落差別（同和問題）の解決のために必要なこと」では、「部落差別（同和問題）を解決するための教育・啓発広報活動を推進する」と答えた人の割合が最も高くなっています。学校での部落差別（同和問題）学習についてはより一層強化していくとともに、社会人に対しても部落差別（同和問題）についての情報提供の機会を増やすなどしての理解を深めていく必要があります。

(2) 今後の取り組み

ア 部落差別（同和問題）に関する差別的意識解消のための啓発の推進

(ア) 部落差別解消推進法制定の趣旨にのっとり、正しい認識と理解を深めるよう、法務局ほか各行政機関、関係団体等との連携を図りながら町民に向けた人権教育啓発を充実させます。

(イ) 学校では、教職員の資質と指導力の向上を図るため、人権教育研修を充実させます。

(ウ) 分かりやすい広報等の工夫により、幅広い世代の人を対象に部落差別（同和問題）の啓発に努めます。

イ 差別事象の早期解決と再発防止

(ア) 部落差別（同和問題）に対する誤った認識等に基づいて発生する差別事象の早期解決と再発防止に取り組みます。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

外国から来た人との間でお互いの文化・習慣の違いや、十分言葉が理解されないことから生じる誤解により、円滑な意思疎通が図れず社会生活上のルールが理解されないなど、日常生活でトラブルが生じることがあります。また、必要な行政サービスや災害情報などが適切に伝わりにくく、医療・福祉・労働・防災など様々な分野において問題が現れることが懸念されます。特に教育の分野では、外国籍の児童・生徒の中に、言葉の理解が不十分なため学習についていけなかったり、学校になじめないことで不登校になったりするケースも見受けられ、外国籍の児童・生徒の学習を保障することが大きな課題となります。また近年では、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。国際化が進展している今日、言語・宗教・文化・習慣の違いを理解し、お互いの生活習慣や文化を理解し、共生していくことが求められています。

町民意識調査では、「外国人に関する人権問題」として、「風習や慣習等の違いが受け入れられないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」「差別的な言動をされること」などの回答がありました。また、「外国人の人権を守るために必要なこと」では、「日常生活に必要な情報を外国語により提供する」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「外国人との交流の機会を促進する」「学校教育における在住外国人児童・生徒に対する支援を充実させる」の順となっています。

偏見や差別の解消に向け、町民一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動を充実させる必要があります。また、外国人が快適に暮らすための支援や、活動しやすい環境づくりを進めることも大切です。

(2) 今後の取り組み

ア 国際理解のための啓発や教育の推進

広く国際的な視野に立って、外国人の持つ文化や生活習慣等の多様性を理解し、こ

れを受け入れ、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣などにおける多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育むことを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。

イ 住みやすい環境づくり

地域に暮らす外国人の人権を擁護するために、外国人が安心して安全な日常生活を送ることができるよう支援する取り組みを推進します。

7 水俣病をめぐる人権

(1) 現状と課題

水俣病は、昭和31年(1956年)年に水俣市でその発生が公式に確認され、平成16年(2004年)には、裁判において水俣病被害の拡大を防止できなかった国と熊本県の責任が確定しています。水俣病問題は、健康被害のみならず偏見や差別の問題をも生じさせました。国・県・水俣市では、水俣病について正しく学べるような体制を整え、教育啓発活動に努めています。今なお水俣病に対する偏見や差別の問題が存在しています。

町民意識調査では、「水俣病をめぐる人権問題」として、「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「結婚について周囲の反対を受けること」「就職・職場で不利な扱いを受けること」の順となっています。一方で、「起きているとは思わない」「わからない」と答えた人の割合が合わせて5割以上となっていることから、水俣病に関する正しい情報や教訓の周知を図っていく必要があります。「水俣病をめぐる人権を守るために必要なこと」については、「水俣病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を進める」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「水俣病被害者の生活を支援する」「水俣病被害者やその家族のための人権相談を充実する」の順となっています。多くの町民が水俣病に関する正しい知識などの教育・啓発が最も重要であると考えているという見方ができ、水俣病に関する正しい情報や教訓を広く情報提供していくことが必要と思われます。また、水俣病被害者への生活支援や人権相談の充実を求める人がそれぞれ3割以上存在しています。

(2) 今後の取り組み

ア 水俣病の正しい理解の促進に向けた教育・啓発

水俣病に関する情報や教訓を発信することにより、水俣病の正しい理解を促進するとともに、発生地域の再生状況等を広く発信することにより、環境を守ることや人権の大切さを伝えていきます。

8 ハンセン病回復者等の人権

(1) 現状と課題

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立し、治癒する病気です。治癒薬が開発された後はハンセン病回復者を隔離する必要はなかったにも拘わらず、国の長年にわたるハンセン病患者に対する隔離政策により、多くのハンセン病回復者等が人権上の制限や差別を受けました。平成15年(2003年)、熊本県の「ふるさと訪問事業」において国立療養所菊池恵楓園の入所者が、ハンセン病回復者であることを理由に予約先のホテルから宿泊を拒否されるという差別事件が発生しました。このことは、ハンセン病に対する正しい知識の不足による予断と偏見が根強く残っていることの表れです。

町民意識調査では、「ハンセン病回復者・患者やその家族に関する人権問題」として、「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「ハンセン病療養所等の施設外で自立した生活を営むことが困難であること」「結婚について、周囲の反対を受けること」の順となっています。なお、「わからない」と答えた人が39.8%で最も高い回答率でした。ハンセン病回復者等の人権に対する関心が低かったり、学びの機会が十分でなかったりしたのではないかと考えられます。また、「ハンセン病回復者やその家族の人権を守るために必要なこと」については、「ハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を進める」と答えた人の割合が最も高く、次いで「ハンセン病回復者・患者やその家族のプライバシーを保護する」「ハンセン病回復者や患者の生活を支援する」の順となっています。このことから、町民の多くが、ハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発が最も重要であると考えていると思われま

(2) 今後の取り組み

ア ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発

ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。

9 感染症・難病患者等をめぐる人権

(1) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)など、まん延のおそれがある感染症がひとたび発生すると、国民の生命や健康、更には経済など社会全体に大きな影響を与えます。このような影響を最小限に抑えるためには、感染拡大防止対策により被害を軽減しながら、医療体制の維持や社会活動の継続を図る必要があります。そうした中で、医学的に不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識により、さまざまな感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族などに対する様々な人権問題が生じています。感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、患者や家族などに対する偏見や差別意識の解消など、人権尊重の視

点も重要で「感染者等に対する偏見や差別、誹謗中傷は絶対にあってはならない」と人権への配慮を訴えることが必要です。

HIV・エイズについては、各保健所で、感染を早期に発見し、確実に治療に結びつけることを目的として、エイズをはじめとする性感染症等の相談・検査が行われています。今後も、感染者や家族等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する正しい情報・知識の普及や、感染者等に対する偏見や差別、誹謗中傷といった人権侵害は許されないと啓発を更に進めていく必要があります。学校教育においても、児童・生徒に対し、さまざまな感染症に対する正しい知識やその予防法を正しく理解させることにより、感染症に対する不安や偏見をなくしていくことが大切です。

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病で、その種類も多くさまざまな病気の特徴があります。疾患により外見が変化していたり、視覚障がいや肢体不自由などによる行動上の変化があったりするなど、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合もあります。そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくはなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。難病患者等の人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するために、難病についての正しい知識の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

町民意識調査では、「感染症及び難病患者やその家族に関する人権問題」として、「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」「結婚について、周囲の反対を受けること」の順となっています。一方で4割強の人が「起きているとは思わない」「わからない」と答えており、関心が低いと思われる。

(2) 今後の取り組み

ア 正しい知識の普及や啓発活動の推進

- (ア) 感染症に関する正しい知識の普及・啓発を進め、感染者やその家族、関係者等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する理解の促進や感染者等への偏見・差別等の未然防止に取り組みます。
- (イ) 新型コロナウイルス感染症や将来新たに発生し得る感染症等に対しても、差別や偏見の対象となることのないよう、正しい知識の収集、発信を行い、感染者との濃厚接触者等の関係者、医療・保健関係者等への差別と偏見を生まないよう、正しい認識と理解を深める啓発に取り組みます。
- (ウ) 難病患者等が地域で尊厳を持って、安心して暮らすことができるよう、難病に関する情報の提供などの普及啓発に取り組みます。

10 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害のみならず、精神的な被害や、治療費の支出などの経済的な被害を受けるほか、周囲の人々の言動や報道機関による取材など、二次的被害を受ける場合があります、更に苦しんでいる状況にあります。このため、犯罪被害者等に対しては刑事司法手続き、保護手続きなど、被害回復のための環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止に向けた取り組みを強化する必要があります。

町民意識調査では、「犯罪被害者やその家族に関し現在起きている人権問題」として「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる」と答えた人の割合が最も高く、次いで「事件のことに関して、周りの人とうわさ話をされること」「犯罪行為による精神的なショックのため、日常生活に支障をきたすようになること」の順となっています。犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、社会全体が一体となった取り組みを行うことが重要です。

(2) 今後の取り組み

ア 犯罪被害者等への情報提供や相談体制の充実

犯罪被害者等が刑事司法手続や保護手続、被害回復のための諸制度に関する情報提供を受けられる環境の整備に取り組みます。

イ 犯罪被害者等を支える環境づくりのための啓発

犯罪被害者やその家族の人権擁護に向け、被害者等の現状を理解し、被害者の視点で支えていくための啓発等に取り組みます。

11 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

(1) 現状と課題

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。平成14年(2002年)に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認めました。拉致問題に対する国際的関心も高まっており、平成30年(2018年)の国連総会では組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が採択されています。

熊本県及び熊本県教育委員会では、拉致問題に含まれる家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどの教育的な課題を、拉致被害者家族の手記や映画等を通して、人権教育の中で適切に取り上げるなど、児童・生徒にお互いの人権を大切にする態度が育つよう取り組みが進められています。

町民意識調査では、「北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族の人権問題」として「被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「身体や居住移転の自由が奪われ、帰国できないこと」「被害者の家族が、被害者に関する情報をまったく得ることができないこと」の順となっています。以上上位3項目について、50%を超える人が回答しており、拉致問題に対する関心

の高さがうかがえます。また、「拉致問題に関する国民の理解が足りないこと」は3割超であり、拉致問題の解決のためには、国民の理解と支援が重要であることから、さらなる啓発が必要です。

(2) 今後の取り組み

ア 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発

拉致問題についての関心と認識を深められるよう、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心とした啓発に取り組みます。

イ 拉致問題等を通じた人権意識の高揚

拉致問題等に関する教育を通して、家族愛や命の大切さを伝えるとともに、人権尊重の意識を培う取り組みを進めます。

12 災害等に関する人権

(1) 現状と課題

これまで、熊本地震（平成28年(2016年)）、令和2年7月豪雨など、地震や台風、豪雨などの災害が、地域に大きな被害をもたらしてきました。こうした災害では、多くの人命、身体が危険にさらされますが、中でも、高齢者や障がいのある方など避難の際に支援を要する方々（避難行動要支援者）は自力で迅速な避難行動をとることが困難なことから、本町では、あらかじめ避難行動要支援者を把握するとともに、情報伝達や避難誘導の方法について、個別計画（避難支援計画）を作成しておく必要があります。

町民意識調査では、「災害に関する人権問題」として「避難所でのプライバシーが保ちにくいこと」「避難行動要支援者への配慮」など発災後の避難所等の対応が大きな課題であるとの回答があったように、大規模災害では、避難所に大勢の被災者が避難し、不自由な避難生活が長期化する傾向にあるため、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、などの特に配慮を必要とする人（要配慮者）が安心して避難生活を送れるよう、それぞれの特性やニーズに配慮した対応を心がける必要があります。避難誘導においては、平時からの地域における情報共有の在り方や、避難行動要支援者の特性に応じた個別計画の検討、見直しが求められます。さらには、避難所においては、プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮など、すべての利用者の視点に立った、きめ細かな支援を行うためには、人権に配慮した検討・見直しを進める必要があります。加えて、公助はもとより、自助・共助の取り組みを促進するため、災害時における人権への配慮についての理解を深めるよう防災に関する教育・啓発を継続的に進めていく必要があります。

(2) 今後の取り組み

ア 平時における計画やマニュアル、支援体制の整備

災害発生時または発生のおそれがある時の速やかな避難、円滑な避難所運営による被災者の負担軽減が図れるよう、避難支援や避難所運営に関する計画やマニュアルにより運営体制を構築していきます。

イ 防災教育・啓発の推進

災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、町民への啓発や学校における防災教育に取り組みます。

13 インターネットに関する人権侵害

(1) 現状と課題

情報通信技術の普及とともに、パソコンを使ったインターネット上への差別情報やプライバシーに関わる情報の掲示など、使い方によっては、人権に関わるような問題も数多く見られるようになってきました。例えば、出会い系サイトに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫、児童ポルノの流通、さらには、部落差別（同和問題）に関わる人名・地名などに関する差別的な情報の掲載、ヘイトスピーチなどの誹謗中傷等、偏見や悪意に満ちた内容も少なくありません。

町民意識調査では、「インターネットに関する人権問題」について「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」の順となっています。インターネットによる人権侵害の報道を、新聞やテレビにより、多くの人が見たり、聞いたりしていることによるものという見方ができます。

すべての人が、インターネット上でもルールやマナーを守り、自他を大切にする人権意識を高めていくための様々な取り組みが必要です。

(2) 今後の取り組み

ア 情報安全・モラル向上のための教育・啓発

町民一人ひとりが、情報安全や情報モラルについての関心を高め、メディアリテラシーを身に付けられるような啓発に取り組みます。

イ インターネットによる人権侵害の防止に向けた取り組み

インターネット等の適切な利用を促進するための取り組みや、人権侵害や犯罪被害の防止に向けた取り組みを進めます。

14 様々な人権課題

(1) 性的指向や性自認に関する人権上の問題

【現状と課題】

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といい、また、「からだの性」（生物学的な性）に対し、自分の性をどう認識するかを「性自認」といいます。

性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、性自認とは、戸籍上の性にかかわらず、自分の性をどのように認識しているかを示す概念です。性的少数者（LGBTQ+）※8は、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別などに直面しており、またそうした対象になることを恐れて周囲に

自分の性のあり方を打ち明けることができないなどの生きづらさを感じる方がおられます。性的少数者に対する社会の理解はいまだ十分とはいえず、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する理解を深めていく必要があります。

また、主に親しい方、信頼できる方などに、自身の性的指向や性自認をカミングアウトすることで「自分を偽ることなく生きることができる」と考える方もいますが、実際には差別や偏見を恐れて、カミングアウトに踏み切ることが難しい状況にあります。また、親しい人へのカミングアウトに踏み切った場合にも、本人は性的指向や性自認を多くの人に知られたくない場合が多く、本人の意思に反してそれらを暴露すること（アウトティング）は人権侵害にあたります。過去にはアウトティングによって自殺に至った事件があり、最悪の結果を招く場合があることを十分に周知する必要があります。

町民意識調査では、「性的指向や性自認に関する人権問題」について「差別的な言動をされること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりする」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の順となっています。性的指向や性自認を人権上の課題として認識している人がいる一方で、約4割の人が「起きているとは思わない」「わからない」と回答しており、問題に対する理解が進んでいないという見方ができます。

学校においては、「いじめ防止等のための基本的な方針」に性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するいじめ防止への対応が明示されました。教育現場での性的指向・性自認に係る児童・生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められています。

(2) アイヌの人々に関する人権上の問題

【現状・課題】

アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労、アイヌ語の使用など伝統的な生活活動や生活慣行の禁止や制限が行われ、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

町民意識調査では、「アイヌの人々に関する人権問題」について、「独自の文化や伝統の保存、伝承が十分図られていないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「差別的な言動をされること」「結婚について、周囲の反対を受けること」の順となっています。一方で、半数の人が「わからない」と回答しており、また、他の人権課題の設問と比較して、本設問の項目の回答割合が低くなっていることについては、アイヌの人々やその問題に接することが非常に少ないからと思われる。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現を図るため、国・地方公共団体が連携して差別の解消に向けた啓発に取り組んでいくことが重要です。

(3) ホームレスに関する人権上の問題

【現状・課題】

経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等を背景として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人たちは、食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情やいやがらせ等が発生している状況も見受けられます。

町民意識調査では、「ホームレスに関する人権問題」について、「経済的に自立が困難なこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「差別的な言動をされること」の順となっています。6割強の人が「経済的に自立が困難なこと」と答えていますが、その他にも様々な偏見や差別があることがうかがえます。

今後も、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について、研修会の開催や啓発資料の配布等を行いホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動が必要です。

(4) 刑を終えて出所した人等に関する人権上の問題

【現状・課題】

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、本人に真摯な更生意欲があり、被害者心情に十分な理解を持っている場合でも、社会に根強い偏見や差別意識があることや、また、高齢化が進行していることなどにより、就職や居住などの面で社会に受け入れられず、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

町民意識調査では、「刑を終えて出所した人等に関する人権問題」について、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在すること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」「悪意のある噂が流されること」の順となっています。刑を終えて出所した人等に対して、様々な偏見や差別があることがうかがえます。

刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

(5) 新たな人権課題等

【現状・課題】

これまでに掲げた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、現代社会においては、様々な人権問題が存在します。

例えば、パワー・ハラスメントや労働者への人権侵害、災害時における被災者への対応など、社会的な問題の多くが人権問題としての側面を持っています。

また、急速な少子高齢化や地域とのつながりの希薄化等、社会経済状況の変化により、ひとり親世帯や高齢者、心身に障がいや不安を抱えている人、様々な事情により貧困や差別に苦しむ人やその家族、社会的な弱者等が雇用や教育等の機会に恵まれず、社会から孤立する状況も生じています。

今後、社会状況の変化等に伴い新たに発生する人権問題やその他の人権課題についても、それぞれの状況に応じて人権教育・啓発に取り組む必要があります。

第5章 計画の推進

1 推進体制

社会情勢の変化に伴い、現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合い、新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化してきています。本町では、本計画の趣旨を踏まえ、町民の人権に十分配慮しながら施策の実施にあたります。

計画の確実な推進には、役場内の担当課間の緊密な連携体制が不可欠であり、関係課の個別計画と本計画との整合性を図り、人権尊重の視点からそれぞれの施策を推進します。また、本計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係課の密接な連携の下に全庁的な取り組みを推進することとします。

2 関係機関との連携・協力

本計画に基づき、人権教育・啓発を推進していくためには、国、熊本県、地域、学校、事業所等との連携が必要です。それぞれがもつ教育・啓発機能や社会的役割を十分に発揮しつつ、相互に補完しあうことで町民一人ひとりの人権尊重の意識が日常生活の中で習慣化されていくよう、積極的な支援・協力体制の充実に努めます。

3 計画に基づく施策の点検と見直し

本計画の目的を達成するため、計画に基づく施策の実施状況について、庁内での点検や当事者、関係団体等の声を聴き、その結果を以後の施策に反映させるように努めます。

計画の期間は10年間ですが、国、熊本県の動向や社会情勢の変化などにより、計画の修正が必要となった場合はその都度見直しを行うものとします。

用語の解説

(P2) ※1 SDGs (持続可能な開発目標)

貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の17の目標。

(P3) ※2 ヘイトスピーチ解消法

特定の民族や国籍の人を排斥し、不安や差別意識をあおる差別言動（ヘイトスピーチ）をなくすことで、民族や国籍の違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重しあう社会を築くことを目指した法律。

(P3) ※3 エンパワーメント

差別や搾取、抑圧等で力を奪われた人々が、自らの力を取り戻し、よりよい社会を築くために変革の主体となる力をつけること。

(P29) ※4 メディアリテラシー

テレビや新聞などのマスメディアやインターネットから受け取った情報を主体的に読み取る能力や情報を取捨選択する能力。

(P36) ※5 相対的貧困率

国や地域の中での経済格差を測る代表的な指標の一つ。所得が集団の中央値の半分にあたる貧困線に届かない人の割合を指す。

(P39) ※6 ノーマライゼーション

年齢や障がいの有無などにかかわらず、みんなが基本的な権利や普通の生活が保障されている状態を作るべきだという理念。

(P40) ※7 合理的配慮

障がいの有無にかかわらず、同じく平等な社会生活を送れるよう、社会的障壁を取り除くこと。対象は、教育や就業をはじめとする社会生活全般。

(P48) ※8 性的少数者 (LGBTQ+)

L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体的な性別と自認する性別が一致しない人）、Q：クエスチョニング（自分自身の性的指向や性自認がはっきりしていない人、または意図的に決めていない人）など、性的少数者を表す総称のひとつ。